

令和元年

渡嘉敷村議会会議録

第4回定例会（12月11日～12日）

2日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和元年第4回定例会（12月11日）（1日目）

令和元年第4回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 議長諸般の報告	4
日程第4 村長行政報告	4
日程第5 一般質問について	6
日程第6 同意第3号 渡嘉敷村監査委員の選任について	50
日程第7 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	52
日程第8 議案第41号 渡嘉敷村会計年度新任職員の給与及び費用弁償に関する 条例について	53
日程第9 議案第42号 渡嘉敷村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する 条例について	54
日程第10 議案第43号 令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について	54
日程第11 議案第44号 令和元年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号) について	55
日程第12 議案第45号 令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)について	57
日程第13 議案第46号 令和元年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)について	58
日程第14 議案第47号 令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)について	59
日程第15 議案第48号 令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号) について	60
日程第16 発議第3号 琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求 める意見書	60
日程第17 発議第4号 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置 期間延長に関する意見書	62

令和元年

第4回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

12月11日

令和元年第 4 回 渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

自 令和元年12月11日
 会期 2 日間 至 令和元年12月12日

月 日	曜 日	区 分	日 程
12月11日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問について 同意第 3 号 議案第40号、議案第41号、議案第42号 議案第43号、議案第44号、議案第45号 議案第46号、議案第47号、議案第48号 発議第 3 号、発議第 4 号

令和元年第4回渡嘉敷村議会定例会は
令和元年12月11日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 5番 座間味満議員 6番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	知 念 優	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：12月11日(水曜日)午後4時5分

令和元年第4回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和元年12月11日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	同意第3号	渡嘉敷村監査委員の選任について
第7	議案第40号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第41号	渡嘉敷村会計年度新任職員の給与及び費用弁償に関する条例について
第9	議案第42号	渡嘉敷村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案第43号	令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について
第11	議案第44号	令和元年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第3号)について
第12	議案第45号	令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
第13	議案第46号	令和元年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
第14	議案第47号	令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
第15	議案第48号	令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
第16	発議第3号	琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書
第17	発議第4号	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

○ 玉城保弘議長

おはようございます。

ただいまから令和元年第4回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番座間味満議員、6番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日から12月12日までの2日間に決定をいたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

月例出納検査の結果報告について、地方自治法第235の2第3項の規定により村監査委員から平成28年9月分、10月分、11月分の月例出納検査の結果報告があります。議員控室に配置し閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

それでは9月定例会以降の会務報告を行います。

9月13日、村主催令和元年度渡嘉敷村敬老会に出席をしております。

9月28日、阿波連小学校運動会に応援激励のため出席をしております。

10月5日、渡嘉敷小中学校幼稚園運動会に応援激励のため出席をしております。

10月9日、南部地区市町村議会議長会定例総会に出席しています。

10月10日、沖縄県町村議会議長会定例総会に事務局長とともに出席をしております。

10月11日、沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会に議員5人、事務局長とともに出席をしております。

10月21日、令和元年10月南部広域市町村圏事務組合議会定例会に出席をしております。

10月28日、南部離島町村長議長連絡協議会臨時総会及び「那覇市・南部離島選挙区」選出県議会議員との行政懇談会に出席をしております。

10月29日、新造高速船進水式、これ広島県で行われています。副議長が出席をしております。

10月31日、令和元年第3回南部広域行政組合議会定例会に出席をしております。

11月8日、令和元年渡嘉敷村子ども議会が開催されております。

11月11日～14日、南部地区町村議会議長・事務局長研修会、第38回離島振興市町村議会議長全国大会、全国町村議会議長創立70周年記念式典及び第63回町村議会議長全国大会に

副議長、事務局長が出席をしております。

11月12日、渡嘉敷幼稚園、小中学校学習発表会に議員が出席をしております。

11月28日、阿波連小学校の学習発表会に議員が出席をしております。

以上、会務報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 座間味秀勝村長

それでは令和元年9月定例議会以降の行政報告をいたします。

9月11日・12日、9月定例議会。

9月13日、村敬老会。

9月17日、広島県にて高速船水槽試験視察。

9月18日、新造高速船建造視察。

9月28日、阿波連小学校運動会。

9月30日、青少年交流の家役場連絡会議。

10月1日、2日、両日臨時職員等辞令交付式。

10月5日、渡嘉敷小中学校幼稚園運動会。

10月7日、自治会館にて令和元年度第1回南部広域市町村圏事務組合理事会。

同日、公益財団法人海上保安協会沖縄地方本部懇親会。

10月8日、今帰仁村にて森林家、これは木造住宅でございます。見学を行っております。

10月9日、令和元年度第2回南部広域行政組合理事会。

同日、沖縄県港湾協会平成30年度決算監査。

10月14日、喜多郎コンサートを鑑賞しております。

10月15日、沖縄県港湾協会懇親会。

10月18日、糸満漁業協同組合理事長表敬訪問。

10月20日、村野球大会。

10月23日、経済と暮らしを支える港づくり全国大会、沖縄県内参加者意見交換会。

10月24日、経済と暮らしを支える港づくり全国大会、大会の後、国土交通省大臣官房審議官、大臣官房長、内閣府大臣政務官、政策統括官、沖縄振興局長、沖縄振興局参事官へ要請を行っております。その他県選出国會議員へも同じく要請活動を行っております。

10月25日、独立行政法人青少年教育振興機構、鈴木理事長を表敬訪問しております。

10月27日、村民グランドゴルフ大会。

10月28日、南部離島町村長議長連絡協議会。

10月29日、広島県にて新造高速船入魂式、進水式、進水祝賀会に参加をしております。

10月30日、東広島市内において廃棄物の個別燃料製造プラントを視察しております。

11月3日、沖縄県功労表彰及び祝賀会。

11月5日、国立公園満喫プロジェクト地域協議会。

11月8日、本議場にて子ども議会。

11月10日、村民体育祭。

11月11日、景観行政団体協議書の交付を受けております。

同日、ふるさとワーキングホリデーイン沖縄について、地域離島課より説明を受けております。

11月14日、一般社団法人渡嘉敷村観光協会理事会。

11月14日、新造高速船買取支援要望に対する沖縄県の取り組み状況について、座間味村宮里村長同席のもと企画部統括管との意見交換を行っております。

同日午後、沖縄県土地開発公社理事会、沖縄県町村会総会、沖縄県国民健康保険団体連合会国保要請に関する説明会、沖縄県過疎地域振興協議会定期総会、沖縄県離島振興協議会定期総会、離島僻地医療の現状と課題について崎原永作先生により講演を賜り意見交換を行っております。

11月15日、離島フェア2019開会式。

翌16日、午前中に土地交渉、午後から離島フェア出店ブースにて来場者対応を行っております。

11月20日、マリンライナーとかしき最終航海の式。

11月21日、マリンライナーとかしき引渡式、第一マリーンサービス株式会社に泊港北岸にて引き渡しを行っております。

11月22日、池袋サンシャインシティ文化会館にて島づくりサミットに参加をしております。

同日午後、環境省環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課を訪ね、合併処理浄化槽の設置にかかる補助事業について説明を受けております。

11月23日、24日、2日間ともアイランダー2019池袋サンシャインシティ文化会館にて来場者対応を行っております。

翌25日、川崎市内にて土地交渉を行っております。

同日午後、東京都内にて休耕地活用と地域におけるバイオマス燃料による地域循環型発電システムについて特定非営利活動法人地球環境経済研究機構、岡村理事長他と意見交換をしております。

11月26日、衆議院議員会館にて、宮腰光寛代議士、前沖縄北方大臣でございます。離島振興及び次期過疎法における指定要件等について意見交換要望を行っております。

同日午後、経済産業省資源エネルギー庁資源燃料部石油流通課において離島における燃料の安定確保にかかる国の支援について意見交換をしております。

11月27日、全国町村長大会。

11月28日、水産業振興漁村活性化推進大会定期総会。

同日午後、公益財団法人日本離島センターをお訪ねし、専務理事事務局長に対し離島における人材確保について情報提供と協力要請を行っております。

同日、全国観光地所在町村協議会総会。

12月1日、那覇マラソン出発式、出発式の後N T Tのランナー位置情報システムを視察しております。

12月10日、村内9事業者協賛による年賀はがきの贈呈を受けております。

以上報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内といたします。順次発言を許します。5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

改めておはようございます。一般質問に入る前に、約1年前に一般質問しました渡嘉敷ユクンチジの件なんですけど、職員の苗の配布及びタンクへの給水、本当にありがとうございました感謝しております。これからの負担追加も村長ひとつご検討のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは一般質問に移りたいと思ひます。まず最初に1番、村長の公約についてなんですけど、昨年の12月12日、13日の定例議会で村長の公約、約1年になりますけど、村民との公約についてどれだけ達成できたのか、12月までの一般質問では村長は10余りの公約をあげているわけなんですけど、それに対しての内容を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 座間味秀勝村長

それでは質問にお答えいたします。私が選挙中に掲げた政策公約というものは、細かく分けると29項目にのびります。その全てについて報告をさせていただきたいと思ひます。

まずファミリーサポート事業について、これについては本年10月1日に要項を定め11月8日から預かりが実施可能な状況となっております。おねがい会員4名、まかせて会員2名、どっちも会員9名という内容でスタートをしております。

次に就学支援の拡充、これは高校卒業後の支援についてでございます。現在、高校卒業後、大学等への進学にかかる経費について財源の確保や支援の内容について担当課において検討を進めております。実施の時期は今のところは未定となっております。

幼稚園の完全給食について、完全実施に向け設備必要機材等の希望について担当課において調査検討を進めております。

教育施設、教育職、教職員の住環境の整備について、本年度学校施設、長寿命化計画を策定中でございます。当該計画策定完了後補助計画に計上して建て替え等を実施していく

考えてございます。

職員の意識改革の取り組みについて、私自身全ての業務の経験があるわけではございません。知らないこともございます。業務については日頃から職員と課題や改善点について意見交換をし、事業の目的や効果について、お互いが共通理解することでより良い成果を上げられるよう努めております。

職員のスキル向上の取り組みについて、新採用職員については初任者研修を行っている他、業務にかかる講習会への職員の派遣を行っております。

学校、教員住宅、村営住宅等の効率的で行き届いた維持管理のため、営繕担当を配置し、利用者へのサービス向上を図るということについて、このことについては、この5月の営繕担当職員を配置し、急な修繕などへの対応、解決にかかる期間の短縮、これに効果が出ていると考えております。安定した行政サービス確保のため職員住宅の整備、今年度においては既存の職員住宅を改修し、住環境の整備を行っております。また空き地等の活用についても地主との交渉を進めております。

子育て世代定住促進のため空き屋活用など住宅確保について、これまで村内の空き屋や空き屋敷について地権者との交渉を進めており現時点において2軒について村に譲渡する地権者の意向を取り付けておりますので、今後住宅事情を緩和し活用していくと考えてございます。

高速通信網の早期整備について、7月から村内における光ブロードバンドサービスが供用開始されております。4月時点で既存のホームネット利用者は約100件でしたが、先月12月3日時点では28件となっており、内20件が役場関連となっております。民間ではほとんどが光ブロードバンドサービスへの移行をしているものと思われまます。ホームネットについては今年度内での運用停止を予定しておりますので、役場関連20件については移行に係る費用を本議会の補正予算計上しております。また民間利用者については、このものを周知を図ってまいりたいと思っております。

島内無料Wi-Fiスポットの拡充について、今年度においては防災の観点から令和元年度から開始している沖縄県観光防災力強化支援事業において、令和2年度から3年度にかけて避難所等への施設整備を検討しております。

渡嘉敷区の合併処理浄化槽導入について、渡嘉敷区の下水処理については、既に設置が進んでいる合併処理浄化槽の設置を推進する方がよいと考えております。今後公共下水道との経済比較も含め検討を深めていきたいと思っております。

イノシシによる農業被害の防止、土砂流出被害防止のための効果的な駆除の実施について、先ほどご説明しましたこの5月からの営繕係については、このイノシシの捕獲等の連日行うようにしております。これによる一定の効果は上がっているものと考えます。

不法投棄の防止防止回収について、不法投棄防止対策については、林道への看板設置の他5月30日から全国不法投棄監視ウィークに不法投棄パトロールを実施、5月30日からの

全国不法投棄監視ウィークに合わせ、不法投棄パトロールを実施しております。

海岸漂着物回収処分に係る費用の確保について、これについては令和2年度に200万円の、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を申請しております。

自立できる観光協会の設立について、本年4月に設立されました一般社団法人渡嘉敷村観光協会については、協会の自主・自立に向けた計画を支援してまいります。

企業支援のための事業用地確保について、先ほど回答いたしました用地の確保等合わせて行っております。村有地、私有地を有効に活用して企業支援に繋げていきたいと考えております。

イノシシの被害の防止、換金作物の導入や共同作業用機械の整備について、まずイノシシの対策については、国の補助を受けて県とともに取り組んでいる事業、これと村が独自に取り組んでいる事業を今後も進めてまいります。

換金作物の導入や共同利用作業機械の整備については、現在検討を進めているとことでございます。

海産物加工施設整備について、これは渡嘉敷漁業協同組合の計画策定を待ち支援してまいります。

漁船等避難施設の整備、渡嘉敷港の東側に位置する遊漁船船揚場付近を村有地を活用して台風時の漁船等避難施設の整備を検討いたします。なお、今年度において巻揚機の設置を完了しております。

高速船の大型化に伴う施設整備の整備について、これについては浮棧橋西側に沖縄県によるドルフィンの設置工事が行われております。

港湾浚渫で船舶運航の安全確保について、現在、県発注で浚渫工事を施工中であり、今月中に完了する予定となっております。

住民が安心して利用できる予約の仕組みづくりについて、基本的にはこれについては住民の皆さまも事前予約をしてチケットを購入し乗船すること推進しております。このことを周知徹底することが必要だと考えております。また現在、冠婚葬祭等、急な用事のための席の確保として一定の数を予約を受けない数として確保しており、これまで住民の方はこれにより乗船ができなかったということはありません。

文化、芸術、生きがづくり、拠点施設として公民館を子どもの居場所づくり、高齢者のレクリエーションや避難施設機能など、複合多目的施設への建て替えについて、これについては中央公民館の建て替えについては、今年度中に職員による町内検討会議を立ち上げ建て替えに向けての基本的な考え方を整理し、住民の意見を取り組み協議を行ってまいります。

音楽イベントを創出し村民の楽しみづくりと、観光、閑散期の誘客について、観光、閑散期に音楽イベントを行い村民の楽しみを創出することと同時に観光入客にも繋がるものと考えております。

夏に開催しているとかしき祭りの開催時期方法についても様々な意見がありますので、今後議論を深めていきたいと考えております。

さまざまな災害を想定した防災計画の策定について、令和元年度において一括交付金を活用し渡嘉敷村地域防災計画及び業務継続計画を策定中であります。

戸別訪問など細やかな対応で健診、受診率の向上、これについては過去の健診状況を確認し、未受診者を優先にチラシ配布を行い受診勧奨を行いました。結果未受診者39名の内18名が受診することに繋がっております。

電子カルテの導入推進について、これについては渡嘉敷診療所でのこととなりますが、現時点においては進展はありませんが、機会を捉えて導入を働きかけてまいりたいと思っております。

最後に、地域のコミュニティーづくりについて、普段の生活において、また災害時の住民同士の協力態勢構築にあたっては日頃から関わり合うことが大切と考えております。その機会として地域行事は重要な役割を果たすものと考えておりますので両区長と意見交換をしていきたいと考えております。今年度においては、渡嘉敷区において地域振興協会のコミュニティー助成事業を活用し業務に必要なノートパソコン、机などを購入支援しております。以上、報告を終わります。

○ 5番 座間味満議員

ありがとうございました。相当いい公約なんですけど、ぜひ達成できるように頑張っていたきたいと思っております。その中で3点ほど質問したいと思っております。まず最初に中身の方から、私が言いたいのは中身というのは職員の意識改革で、私も元役場職員なんですけどコミュニケーションができていないというふうな感じがしますが、それについて村長はこれからどのように対応するか伺います。

○ 座間味秀勝村長

コミュニケーション、今おっしゃるコミュニケーションというのは私は非常に大事だと思っています。先ほど報告した中身にもありましたが、職員一人ひとりと向き合う私自身がいろいろ意見交換をしながらやっていくということで意識改革に繋がっていくものだと思っています。

○ 5番 座間味満議員

確かにですね、自分に与えられた仕事は勿論なんですけど、他の職員の仕事も見てできるようなお互いの会話をあっちがどうだったよ、こっちがこうだったよというような中身のコミュニケーション、ぜひ、つくっていただきたいと思っております。

次、2番目に産業振興についてなんですけど、農業については有害鳥獣の駆除、そして換金作物の導入や共同利用作業機械の整備、漁業については加工施設の整備、漁船等の避難施設の整備というふうなうたってあるわけなんですけど、このへん私としては第一次産業、農業の取り組みがちょっと弱いんじゃないかなと思っていますので、それについてのお考

えをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

農業については、今現在、数名の方から私の方にもいろいろな提言をいただいております。これらをとりとめるかたちで年度内に、名称はまだ決まっておきませんが、農業を考える会なるものを立ち上げて、農業委員会とともに農業の活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまのは答弁にもありましたとおり、以前にも質問したことがあるんですが、耕作放棄地が多いということで、これに対して農業委員会とタイアップしながらやっていくというような答弁があったんですが、これに対して料金設定というのも、ぜひ、必要になってくるかと思うんですが、そのへん前に進んでいないような感じがしますが、村長の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員ご指摘のとおり農業委員会といましようか、要するに農業政策そのものが、まだ具体的に目に見えていないということがあるかと思えます。今後強力に進めていきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

ぜひ、後3年あるわけなんですけど、その3年以内に達成できるように一つ頑張ってもらいたいと思います。

それではもう1点、前にも質問したんですが、災害対策の件なんですけど、一括交付金で美月橋の人道橋と嘉手苧の上の避難道路の整備というふうに前質問したことあるんですが、村長は検討しますということで、もうあと2年で一括交付金無くなるわけなんですけど、使い勝手によっては一括交付金の利用というのは災害等には非常に使いやすいんじゃないかと思えますので、その方を見解をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

これについては、のちの一般質問の中にもありますので、同じ回答になるかと思えますが、実は先日の県下一斉広域の地震津波避難訓練において、実際、避難時間というのがどれぐらいかかるのかということを検証いたしております。一番今避難場所とされているインシヌモーですね、クミチジ山、あるいは渡嘉敷林道、あるいは波佐間、そういったところに一番東側からどれぐらいで徒歩で避難できるのかということを検証しました。その結果10分程度ゆっくり歩いて10分程度での避難が完了するというような状況になっております。その途中で抜け道といましようか、美月橋付近で抜けていくというメリットというものが具体的に何があるかというのが、現状では少し見いだせない状況にあるかなと考えております。そもそも嘉手苧地域というのは農業を主体とする農地でございますので、この農地整備の観点から、農業振興の観点から橋梁の整備等ができないのかということ

を今後検討していきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

これから検討していきたいということなのですが、ぜひ検討だけじゃなくて、達成できるように願ってますので、ひとつよろしくお願いします。

それでは2番目の質問に移りたいと思います。賃金職員の次年度の仕事についてなんですが、次年度から賃金職員は委託契約になると聞いておるが契約になると、現在雇用されている賃金職員が失業する可能性が十分あると思うんですが、それについて個人と契約があるのか、それとも業者に委託して業者が今働いている賃金職員を雇用するか雇用しないか、そのへんは会社の考えだと思うんですが、そのへんについて県の方針だと思うんですが、各離島聞いてみたらやっぱりそういうのもあるということですが、それについても役場としての対策をこれをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えします。これは国の働き方改革の一貫として、平成29年に地方公務員法地方自治法の改正により、会計年度任用職員制度、これが新設されたことによります。これは令和2年来年の4月から適用されます。この改正に伴い現在の時給算定による賃金支給の非常勤職員は給与、報酬といった呼び方をする場合もあります。及び手当の月額支給となることから議員ご指摘の委託契約となると、多くの非常勤職員が失業するおそれがあるとのことご心配については、村としても説明不足の点があったと認識をしております。

現状の賃金職員を配置している職種については4月からほとんど業務そのものは残ることになりますが、一部草刈り作業等については、行財政改革の一貫として地域の民間事業者等への委託業務に移行し、地域経済の振興に繋げていきたいと考えております。またその際、民間事業者には作業員を雇用する際には村内の方を優先的に採用するよう働きかけていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。

○ 5番 座間味満議員

一部の賃金雇用職員は、そのまま継続ということで、草刈り作業の賃金職員は委託契約と、会社の雇用になるわけなのですが、これもひとつもう少し加味して考えて、賃金職員は非常に心配している方がいっぱいいるんですよ。もう私たちこれからどうしたらいいのかということで、これもひとつ前向きに検討して企業がやるんだったら企業の方へ役場の方からそういった人たちを優先的に使ってくれんかという後押しも、ぜひ、お願いしたいと思えます。

それでは3番の件について、マリンライナーとかしきの売却についてなんですが、去った9月の定例議会について、マリンライナーとかしきの船舶売買契約の締結について、契約の第10条そしてまとめて中身だいたい一緒だと思うんですが、2番目の財産取得または処分について第3条、議会が決議を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例なんですが、この法で見ますと契約上の10条によりますと議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決、またはとあるんですが、そして財産処分による第3条、規定より議会の決議を付さなければならないとうたっているわけなんですけど、それについて村長の答弁ひとつよろしくお願いします。

○ 座間味秀勝村長

去った9月議会においての案件でございます。まず特約条項については議員ご指摘のとおり第10条に、この契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定による議会の議決または地方自治法第179条第1項及び第180条第1項の規定による専決処分があったものを契約の相手方に通知したときに効力を生じるものとする。この案件の場合は議会の議決があったものを通知した場合に効力を生じるものと解釈をしております。マリンライナーとかしきの売船代金の一部が議会の議決に付す前に振り込まれたことにつきましては、不適切な事務処理であったと認識をしております。村議会及び村監査委員へご迷惑をおかけしたことにつきまして、この場を借りてお詫びを申し上げます。たいへん申し訳ございませんでした。

今後このようなことが起こらないよう契約条項の改正、契約事務の適正化に取り組んでまいりたいと思っております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁にもありましたように事後議決になっていますよね、實際上、これからこういうことがないようにひとつ気を付けていただきたいと思います。最後になりましたけど4番目、台風後の対応についてなんですけど、今年もだいぶ台風が非常に多くて片づけ等大変だったが港湾内のごみの後片づけ対応非常にすばらしかったと思います。そして私もボランティアとして参加したんですが、そのときに一文字のテトラポットが流され定期船の運行に支障がないかと問いかけたら、翌日、早朝からダイバーを入れて調査をしたと、そのことに関しても非常に素晴らしいことだなと思っております。これからもこのように前向きに考えて取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つなんですけど、小さいことになるかもしれませんが、台風等が来た場合に一担当、一課長にまかすんじゃなくて、首長本人から出向いて調査させるのもひとつの手段じゃないかと考えておりますので、この件について1号ため池に行く線ですから、これおそらく警報に係わる配線だと思うんですが、これは傾倒していると、必要なかったら切って捨てた方がいんじゃないかと思ったわけなんですけど、一部早急に対応してるところはあるんですが、実際まだ現状回復していないわけなんですけど、これについていつ頃回復できるのかお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えをいたします。台風の後は大雨の後など港湾や村道、漁港などを巡回をし被害状況を確認するようにしております。議員ご指摘の台風で支線が切れて垂れ下がった状態の通信線についても当初把握をしておりましたが、対応が送れておりました。先日応

急措置を行っております。またこれについては本議会に修理費を補正予算にて計上しておりますので、対応してまいりたいと考えております。災害対応については今後予備費を活用するなどスピード感をもって対応していきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁のとおり、これからすぐ何かあったら対応できるように予算がないからとは通用しない部分もあると思いますので、予備費からでも流用して対応するように行ってくださいますよう、よろしく申し上げます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで、5番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に、6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

おはようございます。早速ですが通告書に従いまして一般質問を行いますが、今回7件通告をしております。その中で4件が教育委員会、教育関係の質問になっております。また1番、2番に関してはちょっと重複する部分もあると思っておりますので、答弁の方はその点も鑑みて答弁していただきますようお願い申し上げます。まずオンライン学習塾について一括してお伺いします。オンライン学習塾の委託業務の現状についてお伺いしたいと思います。1、入札、この件に関しては8月23日に参加申し込みというかたちでやっていると思いますが、入札の結果、そして事業の内容、そしてこれからの運営上の課題についてご答弁お願いいたします。

○ 知念優教育長

お答えさせていただきます。入札の結果なんです、プロポーザル方式にて公募しております。応募業者が2社ございました。1社株式会社フィオレコネクション、もう1社一般社団法人教育振興会で選定委員会の審査の結果、一般社団法人教育振興会の方に決定いたしました。これについては比較評価項目を設定し、評価得点の多い業者を採用しております。事業内容なんです、村内に在住する小学校5年生から中学校3年生までを対象としたオンライン学習塾の開校となっております。小学生は国語と算数、週1回年間40授業、中学生に関しましては中学1年生は数学と英語、週1回年間40授業、中学校3年生は数学と英語と国語、週1回年間60授業を基本としております。

運営上の課題なんです、天候により講師が来村できない場合休みとなってしまうことなんです、今回の授業ではタブレットを使用することにより、学習が可能となっております。またメールを使用して講師の方への質問等も可能でございます。また今年度につきましては授業発注作業が遅れたことにより開始時期が遅れてしまいました。これについては誠に申し訳なく思っております。次年度からは早期着手するよう努力いたします。

○ 6番 當山清彦議員

今回プロポーザルで受託されたのが教育振興会さんでございますけれども、以前から村に対して提案してきたと思っております。私もプロポーザルの前に教育振興会の方々から直接お話を伺う機会がありまして、非常に今までの東大の通信の一斉授業よりは、こういったかたちのポータルを使った個別の授業ができるというのは非常にいいことだと思っておりますが、この運営上の課題についてお伺いしたいと思います。今、教育長が答弁されたように実際8月に公募していると思えます。それでプロポーザルをいつやったのか、そして業務の契約をいつしたのかを日時も含めてご答弁をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 知念優教育長

お待たせいたしました。大変申し訳ないです。公募期間につきましては、先ほどお話がありましたとおり、その期間で行われております。プロポーザルの募集なんです、フィオレコネクションが8月26日提出で、それから8月21日に一般社団法人教育振興会の提出がございました。それに基づいて選定委員会の方に投げまして評価表を出しております。その決定が9月18日で契約日が10月9日というふうな流れになっております。事業開始は10月10日です。

○ 6番 當山清彦議員

これだけ事業の開始が遅れたことについての詳細説明をお願いします。

○ 知念優教育長

これにつきましては、着手が非常に遅れたということでございます。この着手が遅れた理由につきましては、一昨年度までは1社しかございませんでしたので、その1社の流れでそのままの引き続きの事業というふうなかたちではございましたが、今回は2社の申し込みがありまして、その2社の申し込み、それからその説明等を受けたり、そういった中でちょっと着手が遅れたというふうなことになっております。

○ 6番 當山清彦議員

これは元々ある事業ですけど約1千500万の事業ですよ、今回補正で減にされておりますけれども、これもほぼ毎年行われている状況だと思っております。この事業の期間が1年ですよ。僕はここにすごい問題があるのかなと思っております。ここで空白の期間がありますよね、これで当初で1千500万あげて、毎年毎年補正で落としているというやり方、3分の1の予算を毎年使い切れていない、子どもたちが使わなければいけない予算を使えていない現状があると思えますが、この件についてどのように解決して行くのか伺います。

○ 知念優教育長

確かに議員ご指摘のとおり、この授業、420授業の予算で組んであるんですね、そうす

るとこの420事業の内の、今ここで説明したように40授業しかできていないということにつきましては確かに、ものすごい落ちているというふうなことではございますけれども、次年度からは、これを4月に持ってきてできるだけ、その420授業ができるようなそういったような態勢ができるような取り組みをしていきたいというふうに考えています。

○ 6番 當山清彦議員

年度初めから行えるということは非常にいいことだと思っておりますが、僕は契約の期間1年というのはちょっと短いのかなと、これ3カ年事業にしたりですね、勿論その中で事業者の問題があれば変えるというような文言を付けていただいて契約上、していただいた方が3年間はじっくり見れるわけですよ、その空白の期間がなくなるわけです。この中で子どもたちの学力がどれだけ上がったかと言われても、この空白の期間があるのにその事業成果というのは僕は見えてこないと思っております。契約期間について、今一度検討いただけないかと思っております。お願いします。

○ 知念優教育長

これにつきましては、今後また、検討課題とさせていただきたいというふうに思います。前もって検討していきたいというふうに思います。

○ 6番 當山清彦議員

よろしくお願いたします。内容に戻りますが、今回タブレットを活用しての、この事業の運営だと思っております。タブレットはどれだけあるのか、次の質問と同じような感じですが、1人1台が必ず使えるような状況なのか1つの事業に対して、伺います。

○ 知念優教育長

お答えいたします。この塾の事業に関しましては、子どもたち塾を受ける子どもたち全員がタブレットを持参していると配られているというふうな現状でございます。

○ 6番 當山清彦議員

このタブレットの購入費用も、この事業に含まれていると考えてよろしいですか。

○ 知念優教育長

このタブレットも含まれております。この事業の費用の中に含まれております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。それで次の質問等を絡めてお伺いしたいんですが、この小中学校のICT環境の整備についてお伺いしたいと思いますが、私もこれまで学校の電子黒板またタブレット端末の導入等議会で提言をしまいましたが、今回このICT関連の質問一括してお伺いしますが、ちょっと順番は前後しますが、教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画というものがございます。これが18年度から22年度までの5カ年計画で必要経費単年度で1千805億円の地方財政措置が現在も行われている状況でございます。これがもう既に始まっている今2019年、2018年度から始まっている。この予算を活用しないとったいないわけですね。そしてこの事業に関して今現在私も所属しており

まず自由民主党の青年局、その中で全国1,144人の地方議員がおります。この中で政策実践プロジェクトとして全国の議会で今提案されております。そしてその中で党で作った政策を全国で共有してそれを地域で作っていく、それで国を変えていくというこの事業でございます。本村でいえば私と国吉議員が現在所属しておりますけれども、その中で学校の通信環境であったり1人1台にタブレットを購入する予算であったり、そういった予算が現在標準的な1校あたりの財政措置額として市町村あたり小学校費で622万、これは18学級ある教室、で中学校費で595万円、各自治体に措置されるというのがこの予算でございます。まずこの予算があったことを教育委員会がご存じであったのかどうか、そして今後この事業を取り組んでいくお考えがあるのかどうかお伺いします。

○ 知念優教育長

この単年度の1千805億円の地方財政の予算についてなんですが、これについては議員からのご質問の際に耳にすることができた、目に触れることができたというのが現状でございます。しかし、この当該5カ年計画で目標とされている水準において学校側と調査を入れましたところ学習用コンピューター、指導者用コンピューター、大型掲示装置、実物投影については既に整備されていると認識しております。超高速インターネット及び無線LANについては、現在、未対応となっております。

それから統合型公務支援システムなんですが、これについては3年ほど前に導入が始まり、当時、本村も含めた離島市町村については児童生徒数に対し導入費用が高額となるため導入を見送ったというふうな経緯があるとのことでした。

それからICT支援員なんですが、これについては未対応となっております。今後学校と協議をして当該財政措置が活用できるものであれば導入を検討していきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。この件に関しては2020年度からスタートする新しい学習指導要領で小学校における外国語教育プログラミング教育を初め教育内容の専門性が向上していくものであり、そのことに鑑みて国が前もって地方自治体に整備できるように地方財政措置をしているというのが現在の状況で、日本が今世界的に見ても大変遅れているところがございます。村長にも、この資料をお渡ししているのでもわかると思いますが、沖縄県も大変低い水準で予算措置がされている状況で、またICT教育が大変遅れている状況であると思っております。

また村長にお渡しした一番最後の資料になりますけど、新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業というものがございます。こちらは令和2年度に概算要求で出しておりますが、学校における先端技術の活用における実証事業というものもございます。

そして先ほどのオンライン学習塾とかぶりますけれども、離島の子どもたちに教育格差を無くすという面でまた1人ひとり取り残さない教育を行っていくという面で、この予算

を活用しなくてはもったいないと思っております。また当局の答弁に多いように財政上厳しいということは答弁できないと思います。皆さんのやる気次第で、この予算は獲得できるのだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。こちらは継続質問となっております。教育施設整備について伺います。熱中症対策としての屋内運動場のエアコン整備、そしてミストシャワー、そして2番、渡嘉敷小中学校、幼稚園、阿波連小学校教育施設の防犯カメラ整備について前回も伺いましたが、前回もちょっと答弁がちぐはぐな状況でございました。私は学校に対してのヒアリングを行ってくださいというふうに前回の議会で質問しておりますので、その進捗状況を伺いたいと思います。

○ 知念優教育長

お答えさせていただきます。まず最初にこの継続質問なのですが、これについては今後とも慎重を期する必要があるのかなというふうなことをお話して、それから進捗状況をお話させていただきます。10月15日付けで両学校へのアンケート調査を実施いたしました。現時点において屋内運動場に冷房または屋外にミストシャワーの設置が必要と思いますかの設問に対して、両校とも双方とも、設置及び維持可能ならあれば助かりますとの回答でした。但し既に整備されている扇風機の使用や運動強度の調整、休憩、水分補給等の工夫で、ある程度の熱中症対策は可能との回答も得ています。当該案件については、設置及び維持管理料を含め予算上の制約はないのであれば設置の方向で検討することも可能であると考えますが、現在の本村の財政状況を考慮すると難しいかなというふうに考えています。但し、これを直ぐやらないというふうな方向ではなくて、もっとお話し合いが必要なのかというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

私これまで何度も質問してきたと思っております。これから誰と何の話し合いをするのか伺います。

○ 知念優教育長

お答えします。PTA役員等、学校の先生方、それと私たちも含めて本当に必要なのかどうなのかも含めまして、いろいろなコミュニケーションを取っていききたいなというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今回の質問に関してもですね、当初は学校側は必要ないというようなことを事務局をとおして私にもお話がありました。またこれも二転三転したわけでございます。また私PTAにも確認しました。PTAの会長にもそういった話があったと昨日伺いました。遅いんですね、動きが、子どもたちの命に係わる事業だと私は思っております。熱中症で死亡者が出たら責任を問われるのは皆さんです。私は何としても整備しなければいけないと思っている、そのために財政上厳しいと言われるのもわかっているから、文科省の交付金を

使ってくださいというふうにも伝えてあります。教育長のこの事業に関する思いを今一度伺えたらと思います。

○ 知念優教育長

確かに議員おっしゃるとおり、子どもたちの命を守る、安全を守る、そういった意味では必要なかなと思います。今後先ほどお話したように三者を含め本当に心からお話し合いをしていきたいというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。今回も早急をお願いしたいと思っております。また以前もお話したように、文科省がこれを3年間で調査しております。今回が3年間の最終年度です。なので次年度新たなデータが出てきます。確実に増えています、今。全国の自治体子どもたちの熱中症対策に力を入れております。教育長よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。令和2年度、翌年度の島体験留学、これまで島体験留学について実施委員会の内容について、私はこれまで様々な提言をしてまいりました。この3カ年計画ですよ、2019年今が1年目です。来年からは2年目です。その中で3カ年の計画だったのに、なぜ中止になったのか、中止に至った経緯を伺いたいと思います。

○ 知念優教育長

お答えいたします。令和元年度10月1日より令和2年度の留学生及び里親の募集を実施いたしました。その結果、里親の募集締切日の10月25日までに応募がございませんでした。このことを令和2年度11月6日開催の第3回島体験留学生実施委員会にて協議した結果、令和2年度の事業実施は不可能との議決が得られたので中止としております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

失礼しました。3番の2番に関しては4番の後にお伺いしたいと思います。この事業が中止になったという経緯ですけれども、通知の文書を私手元にあるんですが、全て読ませていただきますね。令和2年度渡嘉敷村島体験留学制度について（通知）平成より本村教育行政につきましては、格別なご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。見出しのことについて先に行いました令和2年度島体験留学（里親募集）において里親の応募がゼロ件となっており、それを受け令和元年11月6日に行われた島体験制度実施委員会において、令和2年度の島体験留学の中止が議決されましたので通知いたします。となっております。この議決とありますけれども、これ委員会の中で委員が皆さん反対をされたというふうなことでしょうか。議決となっておりますので、この委員の中で賛成者、反対者もいたと思っております。この内容についてお伺いします。

○ 知念優教育長

それにつきましては、賛成、反対という意見ではなくて、里親がないから結局、留学生を受け入れることはできないよねというふうな、そういった状況でございます。賛成、反対の議決ではございません。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

委員会の中で、どのようなかたちで議決されたのか、委員会の中でどのような話し合いが行われて、この3カ年計画の1年を中止決定されたのかどうか伺います。

○ 小嶺国土教育課長

11月6日の島体験留学制度において、委員会の方からの報告として、募集はかけましたが里親に応募していただける方がいらっしゃらなかったということを報告いたしました。この状況であると次年度事業を実施しても受入が不可能であるということに協議なりまして、次年度は中止としますというのを委員会で決定しております。その中で、今問題として上がっていることも含めてどういうふうに解決するのかが事業を実施しないんですが、制度委員会自体は定期的開催して、今後も協議するというので、その場ではそういう話になっております。

○ 6番 當山清彦議員

今の2番目の答弁も行っていただいたと思って解釈しますが、結局この件で一番困っているのは子どもたちだと思うんですね。そして子どもたちを預けている保護者だと思うんですよ。実施委員会とありますけど、結局は教育委員会だと思うので、教育委員会といいますけど、教育委員会側は、この里親がないという現状をどの時点でわかってどのぐらいの募集期間があったのか伺います。

○ 小嶺国土教育課長

募集期間につきましては10月1日より10月25日までの期間を定めて募集しております。いつゼロ件と認識したのかと言いますと10月25日の締め切りの段階ということになると思っています。10月25日までに応募がないというのを確認したのは25日ということになります。

○ 6番 當山清彦議員

この10月1日から10月25日までの間募集をしたということですが、公募の方法にもよると思うんですね、なのでどういう努力をしたのか、募集の努力ですよ。ゼロ件とわかった時点で、次の事業をやらないといけないわけじゃないですか、そこで教育委員会側はどのようなかたちで募集努力をしたのか伺います。

○ 小嶺国土教育課長

募集に関しましては、募集要項をホームページ等に掲載して募集しているという状況です。

○ 6番 當山清彦議員

これですね、内容については島の中でも知っている人、少ないと思うんですよ。里親がこれまで多い時で3件あったと思います。この委員会の事業外れて1件ありましたけれども、ちょっと募集努力が足りないのかなと普通に声かでもいいじゃないですか。こんな小っちゃい島なんですから。先ほど言いましたけど、これで困っているのは子どもたちであり保護者の方々なんです。次も居たいと思っているのに居場所がない。僕言ったじゃないですか、委員会が責任を取らないといけませんよって、3カ年の計画ですよって、その中で中身も不十分なままで進めていくんですかと言ったのに、本年度スタートしましたよね、で、次できません。教育長どう思いますか、この件に関して。

○ 知念優教育長

お答えします。確かに議員のおっしゃるとおり子どもたち一番かわいそうな目にあっているのかなというふうに私も認識しております。ただひとつ言えるのは、私たちが里親を個人的にお願いをするというふうなことにしましては、声かけ等々は確かにできるかもしれませんが、お願いするということは逆にその里親に対してのプレッシャーなり、そういったふうなものがまた与えられるのかなというふうなことがあります、それで声かけ云々については控えておりました。

○ 6番 當山清彦議員

まず募集努力が足りなかったことは、ひとつご指摘申し上げますが、じゃあもう一件伺いますが、留学者、保護者への対応決定が通知されたのが7日付けの通知文書だと思います。どのようなかたちで通知して子どもたち保護者のケアですよ、3カ年間の事業だと思っておりますから、子どもたちも保護者も、このケアどのように考えているのか、どのように通知をしたのか、そして子どもたちのケア、保護者のケアについてお伺いします。

○ 知念優教育長

本事業なんですけど、先ほど議員がおっしゃるように3カ年を目処としているわけではなくて、単年度事業としております。その単年度事業ですから、もし里親がない場合にはその事業は次の年に持ち越すというふうなことはできないというふうな理解をしております。保護者への対応、留學生の対応についてなんですけど、令和元年の11月7日付けで現在留学しており再応募しているものへの中止について書面にて行っております。合わせて新規入学希望者はございました。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

もう一度お伺いしますが、この文書だけで通知したのか、それともしっかり子どもたち、保護者ちゃんと会って事情を説明したのか理解をいただいたのかどうか伺います。

○ 知念優教育長

お答えします。残念ですが通知をした後には、そういったふうなケア等々については行っていないというのが現状でございます。但しその通知を出す前にだいたいおそらく里親はいないんだろうねというふうな中で、保護者からの相談等がありましたので、そこについてはお話をさせて理解していただけるというふうな認識をしております。

○ 6番 當山清彦議員

お一方お話を伺えることができまして、運動会の時にお話があったということですが、それで要項の中に次年度里親がいなかったらという文言は入っていますよね、それで委員会的には問題ないという認識だと思っておりますが、そこは人としての部分だと思っております。この子ども1人の成長、この子どもの未来に係わってくる問題だと思っているんですよね。また保護者の方に関しても、これ9万円で里親に行くのが村が2万7千円で全体で9万円払っているわけです。これだけのお金を子どものために投じているんですよ。渡嘉敷村という自治体がバックになって事業をやっているのに、こういう対応でいいんですかということをお伺いしたいんです。僕はまだ中止は早いんじゃないかなと思っています。教育長の見解をお伺いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 知念優教育長

お答えします。中止が早いのではないかというふうなご質問なんですけど、令和2年度に関しましては中止の旨を決定しておりますので、この令和2年度は、そのまま中止とさせていただいて、令和3年度に向けてさらにまた協議していきたくい検討していきたくいというふうに考えています。

○ 6番 當山清彦議員

時期も時期ですので、そういう答弁になるだろうなとは思っておりました。そこで私がお願いしたいのが、子どもたちと里親がいるわけですよね、今回継続で確か2名残るはずなんです。この2名に対しての私は救済措置を考えていただきたい。もう受入先はできていると聞いております。僕は本当に不信になっています村に対して保護者も子どもたちも不信に思っています。保護者と子どもたちに対する救済措置を何かしら考えていただきたいと思っております。教育長の見解をお伺いします。

○ 知念優教育長

救済措置というふうなお話なんですけど、これについてはまた協議させていただきたいなと思います。

○ 6番 當山清彦議員

早急に協議をお願いいたします。もう一件伺いたいんですが、この島体験留学、たぶん

実施するのは、この方々がいたからだと思うんですが、わらびやさんが一番多く留学生も取っていたと思いますが、わらびやさんの次年度の募集要項にインターネットで公開されております。そのまま読ませていただきます。わらびやは過去4年間渡嘉敷村教育委員会のもと島体験留学として運営してまいりましたが、来年度より元どおり個人事業として再出発することになりましたと、その理由は3つと述べられております。1つ目に村の財政難と財政改革というふうには、里親が言っているんですね。この件に関して村が財政難だから事業はできない、そういった旨のことを当局側がしたのかどうか、当局はこの村の財政難と財政改革というものを里親が入れていることに関して、どのような見解をもつのか、伺います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 知念優教育長

お答えします。財政難というふうな言葉は使っておりません。もしかするとそれがそういったふうに関心されたかなと思うのが1点あります。それは今現在の2万7千円の補助額に対して今3割負担ですが、2割負担になる、更に最後の年は1割負担になるよと、村が負担するのは、そういうことになるよというふうな発言はした覚えはありますけれども、財政難というふうな表現をした覚えはありません。

○ 6番 當山清彦議員

村の補助を下げるということは、この実施委員会の中で協議されて決まった内容ですか。であれば特にそういうかたちで捉える必要もないのかなと思いますが、これ削除させた方がいいですよ。このような文言が入っているから、今の里親が不信がるんですよ。財政難だから中止したのかと、3カ年契約を里親がいないからということだけで中止して、実際は財政難だからやらないのかと思われかねないことを、里親がインターネットで出しているんですよ。このことについて教育長の見解を伺います。

○ 知念優教育長

ご指摘の質問に対しましては早速ではございますが、坂田さんの方に連絡を取って、そういったふうな旨を伝えるというふうな方向で進めていきたいと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関しては質問を終わりますが、先ほど申し上げたとおり教育長の答弁されたとおり、子どもたちと里親の救済措置、そして3カ年計画の最後の年の3年目の実施、散々指摘した中で3カ年計画をすると決めたのが皆さんですから、また令和2年度年間協議する時間があると思っております。私が過去質問した内容も踏まえてしっかりとした制度を作って、体験留学の子どもたちを受け入れる受け皿を作っていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。先ほど座間味議員の方からもご質問があった件でございますが、マリンライナーとかしきの売船。そうでした失礼いたしました。教育施設整備についての2番ちょっと戻りますけれども、防犯カメラ整備について進捗状況を伺います。

○ 知念優教育長

お答えします。防犯カメラについても継続質問となっておりますが、これについても今後3者を含めて3者と申しますのは学校の先生方、PTA役員、教育委員会というふうなそういったような3者を含めて、どの程度の範囲でどこに、どういったふうに設置をするのかどうか、さらに本当に必要なのかどうか等も含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関しては、ちょっと学校側と委員会側がいうことが僕に入ってくる情報が多々あるんですよ、なので議事録を作成していただきたいと思いますがいかがですか。

○ 知念優教育長

この件に関して早速ですが、そういった議事録等を作成してやっていきたいなというふうに考えます。

○ 6番 當山清彦議員

大変失礼いたしました。5番の質問にいきます。マリンライナーとかしきの売船に係る手付け金が、議会承認前に入金されたということでございます。9月の監査でも指摘をいたしました。そして先ほど村長答弁をされましたが、この12月議会になるまで3カ月、議会に対してなんの説明もないわけですよ。9月の議会の当日議案急な差し替えがありました。まず私が指摘したいのは入金があったのは事務的なミスとしてしょうがないと思っております、内容を聞いた範囲では。そして村長にもその後確認しましたが村長も知らなかったことだという話を伺っております。まずひとつ入金されたのがわかった時点で返金をするという考えがなかったのかどうか伺います。

○ 知念優教育長

入金があったということについては、この9月議会の、この議場で直前にというようなかたちでございましたので、その場でもう既に議案の差し替えを行うというような段取りも進んでいるという状況でしたので、その時点ではそういう判断はしておりませんでした。

○ 6番 當山清彦議員

先ほど座間味議員のご質問したとおり議会軽視なんですよ。向こう側が誤って振り込んできたから、それに合わせて議会進行していこうという考えなんです皆さんが。監査の立場から見てもそうです。誤って入金されたら返金させたらいいんですよ。これについてなぜ議会に詳細の説明がこの3カ月間なかったのか、9月の監査意見で出しておりますが、9月の監査意見に関してのお答えと、先ほどの座間味議員への答弁は全く違っております。なぜこのようなかたちで答えが変わってきているのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

監査意見に対する回答として、要旨については売船に係る契約金額の手付金の振り込みについては議会前の契約相手方である第一交通産業株式会社へ議会承認事項であるため渡嘉敷村議会の承認後に船舶課から承認されたものを電話で伝えた後に手付金を振り込むよう指示をしておりました。ところが第一交通産業株式会社の銀行振り込みが電算システムとなっていることから当日の振り込み処理できないため、前もって振り込み額を9月11日に指定して処理をして振り込んでいるという状況であるというふうに報告をしております。しかし先ほどの答弁でもしたとおり、議会の議決を経たことを通知されて始めて動き出すことというふうに解釈するべきであると考えております。契約条項についても、その通知を受けて契約効力が発生するとありますが、この契約効力が発生するということを当日に議会の議決を受けた当日に振り込まなければいけないということとは違うというふうに解釈をしております。そこらへんに行き違いがあったかと思っております。そこについて先ほど答弁をしたときには私の解釈としては、本来、議員ご指摘のとおり、その日に振り込まれたものであれば、それは返金をするなりという段取り手続の方が妥当であったというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

戻りますけれども、村長も知らなかったお話だと伺っております。事務方で、どの段階でこのようなミスが起こったのかというものを再発防止というものをしっかりやっていないといけないと思っているんですね。再発防止に対して村長どのようなお考えをもっているのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

再発防止については、先日の答弁書の庁議の中でも若干の話も触れましたけれども、契約条項あるいは契約の取り扱いについてのやり方規則等をきちっと定めて、これを共通理解する。あと契約書そのものの事務の、これまで議会の議決を要する事項については総務課で取り扱っておりますので、そういった一元化をするなど適正な対応ができるようにしていきたいというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

この件に関して総務課は係わっていたんですか、伺います。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。この件に関しては契約事務につきましては所管課であります船舶課の方で進めておりますので、総務課の方では関わりといたしますか、契約に関する事務については行っておりません。

○ 6番 當山清彦議員

次の質問ともかぶるんですが、内部統制ですよ、あとは税務規則をしっかり守っていただくというものが必要だと思いますが、原因の究明に関しては、もう執行部の方では内

容把握されておりますか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど答弁したとおり、この経緯については、口頭での報告を受けておりますが、今後詳細に書面で残して、どこにその改善点が必要なのかということも検証していく必要があると考えております。

○ 6番 當山清彦議員

それでは要望いたします。議会への詳細説明、原因究明、再発防止、これを議員集めてしっかりと説明をしていただきたいと思っております。よろしいでしょうか、村長。

○ 座間味秀勝村長

できるだけ早期に対応したいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

よろしく願いいたします。次の6番に移ります。内部統制に関して、これまで監査意見の中でも散々指摘をしてまいりました。口頭の公表でもやってまいりました。その中でやっぱり課によって違うんですねやり方というものが、内部統制というのはやはりしっかりと皆さんひとつにまとめていただきたいと思っております。一部は直っても他は直らないというのが現状であり、また再三指摘しても直らないというのが現状であります。内部統制に関してはまず村長がどのように考えているのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの答弁でもいたしました。取り扱いが本来一元化すべきところがされていないなど、これまでの流れを改めるべき点が多々あると思っております。内部統制については、監視意見の中でご指摘を受けた事務手続き等においては、その都度、関連する規定等を確認し改善に努めてきたと思っておりますが、組織における内部統制の整備運用については実施できていない現状があることも承知しております。これについては、この年度内に監査基準を策定し財務規則等事務取扱の整備運用に適正な運用に向けて取り組んでいきたいと考えています。

○ 6番 當山清彦議員

村長の答弁の中でもありましたけれども、これから村の監査基準というものをしっかり定めています。総務省からの指針もでております。その中で内部統制って副村長の仕事なのかなと大まかには、村長外に出ていますから、見えない部分があると思っっているんですよ、僕は副村長から内部統制に関して答弁いただけたらと副村長の思いですね、よろしく願います。

○ 神里敏明副村長

當山議員からの質問ですけれども、私もこの4月に就任いたしまして、一からいろいろと勉強しながらやっているつもりでございます。議員おっしゃるとおり、村長は公務で出られることが多いので内部については副村長である私の方でまかされているということの認

識も私も持っております。私もまたこれからの勉強も含めて議員がおっしゃるような統制が取れるように努力していきたいというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

今年も監査委員の研修会が先月あったんですが、南部地区と県全体の監査研修というものがありませんでした。その中で内部統制というものをしっかりしようということであつたわけがあります。これまで自治体の職員の不祥事が相次いでおります。その中で報道でもありましたとおり、長、副村長また教育長また我々監査委員も対象ですけど、損害賠償の軽減措置というものも出てまいります。賠償問題にも係わってくる重要な問題であります。しっかりと事務手続きを可視化すること、一つの課だけではなく横の課の監視というものは必要だと思っております。この件に関して勿論我々監査委員とし監査基準、これから作ってまいりますけれども、それも合わせて一緒に作っていかれたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。村長の政治姿勢についてお伺いいたします。村長就任後一般質問の中で様々な指摘をしてまいりました。その中で村長は今年度全ての事業を見直すと、その上で答えをだすという答弁をされておりますが、この件について進捗状況を伺います。

○ 座間味秀勝村長

これまでの答弁の中にも重複するところはございますけれども、これまでに取り組んでいることについて述べさせていただきます。まず議員が行っているのは一般財源による事業について、今年度予算に計上されているものについて見直すこととしており、緊急度、優先度、あるいは実施方法について再考し、歳出削減に取り組んでいるところでございます。具体的には村営住宅や教員宿舎、その他村が管理する施設の修繕費用圧縮のため今年5月から営繕担当を配置し、技術的に対応可能な範囲の修繕を行っております。

以前に比べると迅速な対応ができていること、また個別に業者に発注する場合に比べて人件費や諸経費にかかる費用の抑制に繋がっているものと考えております。

また、渡嘉敷林道の法面補修についてはこれも一般財源ということとして安価で効果の期待できる工法への変更を検討している最中でございます。

また起債を充当している、とかしき祭りやとかしきマラソンについても費用対効果やあり方など様々な意見がありますので、広く村民を巻き込んだ議論が必要と考えております。この他にも先ほども申しましたが細かな調整については、直接担当職員と行うこともありますので全てについて答弁することはできませんが、これからも事務を処理するにあたっては住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるよう、予算の効率的な執行に努めてまいります。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。3月の議会でこの事業を見直しをした成果についてお伺いしてもよろしいですか。それとも村長また別の機会を設けるのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

経費の削減ということについては、非常に重要な課題だと思って取り組んでおりますので、年度の末、あるいは年度を越えてからの検証になるかもしれませんが、なんらかのかたちで議会での報告もできればと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

内容によっては3月、そして6月の方で伺ってまいりたいと思いますが、今回、我々は、我々といういい方をしますけれども、監査機能の強化というものを我々監査委員は務めてまいりました。財政支援団体に対する監査もやりました。その中で社会教育関係団体に対する監査を行ってまいりました。その中で指摘した内容というのは社会教育団体に伝わっておりません。減額されました。我々は必要に応じてもっと活動をしっかりと評価して増やすのもありじゃないかというのも口頭で申し上げた覚えがあります。今回、社会教育関係団体から監査したから減らされた、その説明があったと、ほとんどの社会教育関係団体から私は言われました。こういった問題もあるんです。これも内部統制のひとつだと思っております。

村長、全ての事業において監査でもお話ししましたし、一般質問でもお話ししました。村長が就任してから1年経ちました。事業の見直しというものを村長、明言されております。次、3月、6月村長の政治手腕期待しております。よろしくお祈いします。以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これ6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

午後1時30分より再開することとし暫時休憩とします。

○ 玉城保弘議長

再開します。

一般質問を続けます。

次に2番国吉英治議員の発言を許します。

○ 2番 国吉英治議員

お疲れ様です。それでは私の一般質問をさせていただきます。まず、1つ目なんですが、こちら度々質問させていただいてます慶良間諸島国立公園阿波連海岸園地休憩所についてということで、現状の進捗状況をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

それでは、国吉英治議員の質問にお答えします。現在の進捗状況については、観光産業課内でこれまでに得た住民からの意見をもとに事業計画の範囲について検討を行っているところでございます。議員ご指摘のとおり6月議会で秋口には住民との話し合いを持ちたいと答弁をしておりますが、事業範囲については保安林が絡むことから、このことについて県と事前に協議を行い、保安林解除についての目途をつけた上で住民との説明会を持っ

ていきたいと考えております。その部分については少し遅れが生じている状況でございます。

○ 2番 国吉英治議員

ありがとうございます。2番の方もお答えいただいたので、ちょっと確認しておきたいのが、前回、宮平議員の方も質問されていると思うんですけど、ある程度計画がまだ出来上がっていないという段階だったので、多分、住民の皆さんと一緒に、コンセンサスを図っていくという話があったと思うんですけど、その話し合いを秋口にされるというふうに認識していらっしゃいますか、この点は開く予定はあるということでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの答弁の中でもお伝えしたとおり、保安林の範囲がかなり広大に絡んでくる計画部門ということになります。保安林の解除についての目途が立たないと実際計画を立ててもできないということになりかねないという判断から、先に保安林をどういったかたちで解除ができるのかということについて、ある程度の目途をつけた上で計画を乗せていきたいというふうに考えています。

○ 2番 国吉英治議員

保安林というのは解除するにあたって計画がないと解除の手続きもいかないと思うんですが、例えばいま、前回話し合ったときに、道を作りたいと、周辺に道を通したいというところがあった中で、確かにおっしゃっているとおり、保安林がたくさんあるので保安林解除も先に進めないと時間がかかりますよという話はいくつか上がっていたと思うんですけど、その時はですよ、その時は計画がはっきりしてないんで話が進められないという話だったんですけど今回は保安林を先に対応するというところでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

そうです。そのとおりでございます。実際の解除ということについては、おっしゃるとおり計画をもって図面が出来上がった状態でないと解除の申請には至りません。現段階で行っているのは、解除に至るまでの手続きについて、どう踏んでいくかということについての調整をしているというところでございます。

○ 2番 国吉英治議員

ありがとうございます。これ継続質問で今後も引き続きやっていきたいんですけど、保安林という話上がりしましたが、それと平行して、計画がないと先に進めない話だと思いますので、いま閑散期これから向かうところで、ぜひ、話し合いは必要だということで、村長も認識されていたはずなので、早急にこちらの方も開く方向で進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問にいきます。村道阿波連線についてですが、こちらの方も前回、質問させていただきました。やはり道路の劣化が見受けられ、最近台風の影響で雨が結構な量降ってくるケースがあるんですけど、こちらの方も調査修繕の方やられるという話

だったんですが、進捗状況はいかがでしょう。

○ 座間味秀勝村長

お答えいたします。現在も、進捗状況ですが、沖縄県道路管理課の方とも相談したところ、補助事業の採択について舗装のみではできないということをしていただいております。今後としては、次年度に調査業務を入れまして、交付金をつかった事業ができるような方向でもっていきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉英治議員

ありがとうございます。6年間近く調査されていないという話だったので、早めに調査してほしいのと、あとこれって調査する場所というのは決まっていますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員のご質問にお答えします。今週の月曜日にコンサルタントと一緒に現場を確認しております。専門的な目線からこの範囲を調査した方がいいのではないかと回答もいただいて、その距離については、これから詰めていくところでございます。

○ 2番 国吉英治議員

ありがとうございます。これから決めていくということなので、次年度検査していただいて、問題があるようでしたら、ぜひ、早めに対応していただければと思います。

それでは次の質問にいきます。阿波連漁港についてということで、9月頃から手前の方の阿波連の船揚場になるんですが、こちらの方に結構砂がたまっているということで、住民の方から話が上がってまして、こちらの対応を確認したところやられるという話だったんですが、いまだ何の対応もされてないように見受けられるので、現状の状況と今後の対策等お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員の指摘の阿波連漁港、西側といいましょうかね、漁港に入って最初の船揚場、この泊地に堆積している砂についてのご指摘とっております。これが第2防波堤との中間あたりの鋼管矢板の隙間から海水と一緒に流入してきた砂が堆積したものだというふうに考えております。このことについては現在委託発注している阿波連漁港機能保全事業のコンサルとも相談をしまして、堆積させないための方策が、どういった方策が適しているかということについて検討して対応をしていきたいというふうに考えております。

○ 2番 国吉英治議員

対策の方法は分かったんですけど、こちらの方は話し合いをされているということで、以前から話し合いされたんですが、それでいつ頃これは話し合いをされた感じですか、いつ頃話し合いされていますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

ご質問にお答えします。これは、この堆積をしたのが9月の台風頃だったと思いますがその後、今回発注の委託業務もありましたので漁港関連の専門の委託業者でしたので、

その時から話し合いを始めまして、受託された場合にはその対策についても、協議を協力していただきたいということで、協力願いをしているところです。

○ 2番 国吉英治議員

これ僕も話したんですけど、これ台風のたんびに砂の高さが変わってきまして、基本的に毎年起こる、砂が溜まらないときもあれば、溜まるときも発生すると。当初、つくりが問題なんじゃないかと、堤防のつくりが問題なんじゃないかという話だったんですけど、確認したところ、それは特に問題ない技法であるというふうに伺ったんですけど、その点、今回変えていく、そのつくりを見直しを始めていくというところで、ただ自然のものですから、定期的に砂の、先ほど台風被害があったときに対応する予備費などつけていくというお話だったんですけど、これも定期的な、今年はあるかもしれないし、来年はないかもしれない、けどあれば生活に困っていきますので、仕事の面とかですね、早急な対応が必要なわけです。時間が経てば砂が移動してしまうかもしれないので、なのでこちらへ予備費なども検討していただいて対応していただきたいんですが、その点、どうでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員の質問にお答えいたします。この9月後に住民の皆さんから困っているという話がありましたものですから、村内の事業者に、この砂が撤去できるかということを確認いたしました。村内の事業者ではこれは厳しいと重機を入れて取り除くのは厳しいという意見がありましたので、そうなりますとしっかりとした対策が必要だということから、コンサルタントを入れて協議をした結果、鋼管矢板の穴を塞ぐ方が先決ではないかということに至りましたので、現在、いまそのことについて検討しているところです。

また次年度、その対策をする前に台風等があつて、またこのような影響が出た場合には、早急に対策できるような予算措置等も考えていきたいと思えます。

○ 2番 国吉英治議員

ありがとうございます。こちらは何度にもなりますが、やはり砂が溜まってしまふと事業に影響も出ますし、個人にたいへんな負担がかかってしまいますので、ぜひ、その点をご理解いただければと思います。

続く質問も関連なんですけど、こちらも河川についてということで今回、台風が大型かする上で雨天時に山からの川が流れ込んで、そり集積土砂の影響ですごい溜まった、海水がうまく流れていない場所があつて、阿波連の方とか、渡嘉志久の方もそうらしいんですけど、そこに住民によると、そこで異臭がするということで、当時は、これを定期的に砂を掘り上げていたという話を伺ったんですが、そこからへん海への環境問題にもつながる問題だと思いますので、本村の見解をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員ご指摘の川は阿波連の大川のことであると思っております。大川の水質悪化とのお

話ですが、これまで役場への問い合わせ等は寄せられておりません。また、阿波連ビーチ、海の環境汚染については、毎年、年に2回ほど阿波連ビーチの水質検査も行っていますので、水質が悪化しているという現状も今のところございません。先日、12月6日に大川河口付近の現状を確認いたしました。川は緩やかに海に流れ出ているという状況がありまして、閉塞はしていないという確認をしております。悪臭等も特に感じられないという状況でございました。先ほども議員のお話にもありましたが、以前に台風により河口が砂で閉塞した水質が悪化したといったことがありまして、その都度、重機等を投入して解放してきております。今後もそういった状況が起こった場合には管理対応してまいりたいと思っています。

○ 2番 国吉英治議員

ありがとうございます。対応していただけるということであれば、特に問題ないということ、今年はその対応が見受けられなかったという話だったので、村長もSNS等ではこういう状態ですよというのが、個人で上がっていたりとかするのに、いいねを押されていたりするのでご存じだと思うんですけど、何分、環境保全も考えている本村であると思いますので、今後もしっかり対応していただければと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、ホームページ改修事業について、こちらも前回から質問させていただいてますが、今現状の進捗状況及び今後の対応を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えいたします。本村のホームページのリニューアル、この件については当初プロポーザル方式で発注を予定しておりましたが、何分ホームページの内容が多岐にわたること、村民の皆様や職員の間からも様々な意見が寄せられているといったことを含めて仕様書の作成に不測の時間を要しているというのが現状でございます。そのため現時点において、いまだ発注には至っていないということでございます。様々なご意見、これをどうやってとりまとめるか、これが課題だと思っています。事業執行態勢について、改める必要があると考えており、一旦仕切り直しとし、次年度に事業実施をしたいと考えております。

○ 2番 国吉英治議員

ちょっとこの点気になるのが、僕、前回質問にあげた時は、1千500万ぐらいですか、金額がついていて、かなりな額ですよと、本来のホームページつくる金額をはるかに上限超えていますよと。その時にどうされるかという話で、例えば住民の話も取り入れていくようなかたちで進めだと思える方がいいですよということで、担当の方と話させていただいたんですけど、そういった動きもない状態なのと、現状、1千500万をいきなり課長なのか担当職員、いきなりボンとふっていいものか、中身の内容を理解されてなかったんじゃないかなと、前回の話でも、なのでこれ次年度に回しますよといっても、具体性がやっぱり見えないので、その点についてどう改善されていくか、今回、1千500万の予算は蹴って

いくようなかたちになるわけですね、なのでその上で、今回の問題点と、それを踏まえてどういうふうにやられていくのかということをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほど答弁の後半で申しました様々なご意見のとりまとめの方法、あるいは事業の執行態勢、これについても改める必要があると考えています。つまりは、おっしゃるように一人の係の仕事としてふって、その係が対応できるかと、とてもそういう状況にはないというのが現状でございます。それでいまだに発注ができてない現状があるかと思えます。そこで、どういった態勢があればそれが執行可能なのか、金額も含めて再度検討する必要があるというふうに考えています。

○ 2番 国吉英治議員

これは役場内、本村内でそれぞれ時間をもって対応していただけるということでしょうか、確認です。

○ 座間味秀勝村長

先ほども申しましたが、執行態勢、これについても改める必要があると思っておりますので、役場内で検討してどうやって執行態勢にもっていくかも含めて、今後議論していく必要があると考えております。

○ 2番 国吉英治議員

いいものをつくるには、やはりお金がかかってきますので、予算がたくさんとれることからこしたことはないと思います。現状、本村のホームページ見ていると、なかなか最近の情報が上がってこないんですね、村民だよりはしっかりしているけど、ホームページ内はまったく機能してないと、まったくではないですけど、ほとんど機能してない。情報を見るにあたってネット検索でいっても、過去の閲覧を見れるものがあったり、なかったり、アップされているように見えて、アップされてなかったり、そういった問題も発生していますので、現状のホームページ等も含めて、運用見直し図っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、家庭用防災無線についてということで、こちらは数人の方から年配者の方からお伺いしているんですが、現状ついている防災無線が電池が切れると、ピピピーと音が鳴ってしまってるさいと。高齢者の方だから問題なんですけど、取り付けたときに上の方に付けちゃっていて、そのたんびに替えるのが大変だというふうに伺っています。もちろん個人の問題ではあるんですけど、やはり高齢の方も多く存在する渡嘉敷村ですので、その点も含めて対応を、本村の見解をお伺いしたいと思えます。

○ 座間味秀勝村長

村民の皆様のご家庭にあります戸別受信機については、平成24年度に村から無償で貸与しているという形態となっています。戸別受信機の電池が切れた際に合図がうるさくてというお話ですが、これについては必要に応じて防災無線とあるいは船舶情報等を発信して

いますが、本来の戸別受信機、災害発生時に取り外して持ち出せるということになっています。これにより避難先等においても発信された情報を聞き漏らさないようにできるということが重要となっています。そのため、停電時や電源供給が得られない場所でも情報収集ができるように電池による予備電源の確保が必要ということになっています。よって電池切れで合図音があるということは必要なことだと思っておりますので、このことについてはご理解をいただきたいと考えております。

また、現在、対応している戸別受信機は導入当初から時間が経過しておりますので、あらためて村民の皆様にご報告等により、使用方法、使用用途について、電池交換の必要性などありますということも含めて、また、自分で交換ができない場合は役場に連絡をしていただくというような呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

○ 2番 国吉英治議員

対応していただけるということなのでありがとうございます。最近のやつは、僕もインターネットで調べたんですけど、最近のやつは電池が充電的になっているタイプとかもあるので、もう7年経ってますので、電池がだいぶ発達してきているんですね、そういったものの新規商品の見直し、もちろん無線が傍受できるものが限られているらしいので、その中身の内容については詳しくお問い合わせくださいという話だったんですけど、そういったものもありますので、この際なので、現状は単1電池の電池がつかたら音がなってしまうという状態ですけど、それが充電式の電池だと、そういった問題が多少減ると思っておりますので、その点も視野に入れて対応していただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次の質問なんですけど、航路事業についてということで、こちら前回質問させていただいた事前決済システムについて前回担当の方からもお話があるというお話だったんですけど、まだ、伺っていないので、こちらの方お伺ひします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問のウェブ予約決済については、利用者の利便性向上や安易な連絡なしの予約キャンセルを防止するといった観点からも有効な方法と考えておりますが、船舶の欠航時のキャンセルによる窓口での払い戻し手続きや高速船からフェリーに変更するものの乗船便の変更に伴う手続きなど、窓口での混乱、出港時の混雑の現状から見ても対応できる状況にはないのが現状であります。

現在、窓口におけるクレジット等決済での照合、集計作業に日々かなりの時間を割いており、これに現時点でウェブ予約決済分が加わると業務量はさらに増加するため、場合によっては職員の増員が必要になるということも考えられると思っております。システムの導入には多額の費用が必要となります。このような課題はどのように解消していくか、今後、検証していく必要があると考えております。

なお、参考までに、今年度中に座間味村が予約決済した利用者のみを対象に自動発券機

これを導入するということですので、これらの推移を見て検討していきたいと考えております。

○ 2番 国吉英治議員

すみません、僕はいま村長が答えていただいた人件費がかかるというのが、説明としてそれが説明になっていないと思うんですね、結局ITを入れるというのは、やはり人件費削減のために行われていきますので、まずいまおっしゃったように、決済処理が時間がかかるとおっしゃいましたが、まず、その点が理由になってないと、本来は事前決済することによってパソコンデータで見れますので現金やりとりなんかより、ぜんぜん楽ですという話です。あと、船の時間等変更になった場合、これは元々予約入れていて現金で買いに来られる場合、変更になった場合対応しているはずですよ、元々でいうと、その数が事前決済になったから増えるということを考えているのか、その増えるリスクなんてそもそもないと思います。なので今までと変わらずです。その点で考えれば。別に事前決済されたから増えるんですか、ったお客さんが、要は、変更になるお客さんが今まで増えているのか、まず、その点で理由になっていない。

先ほど、最初から言われている人件費なんですけど、現状ですね夏、僕もちよこちょこ見に行ってます。那覇の事務所。渡嘉敷で切符買うので、基本的に見なくてもいいんですけど、見るようにしました。質問する前からですね。長蛇の列が並んでいます。あれはその場で決済するから並んでいるんだと思います。そのために人件費も増えていると思うんですが、実際に増えてないんですか、その点も。

○ 座間味秀勝村長

現時点では増えてはおりませんが、これからシステムを導入するとういう状況になるので増える可能性があるということでございます。

○ 2番 国吉英治議員

このシステムを入れたから増えるというのは、先ほども言ってますけど、先ほどいうか前回も言ってますけど、例えば宿さんで事前決済入れているところ、特別な資格が必要ですか、まず必要ないです。実際そこに、予約システムを入れているがために、特別な資格をもったスタッフが必要ですかというはまず必要ないです。もちろん初めてのITの技術なんで、そういったものの中身を知るといことは皆さん必要な作業になってくると思うんですけど、いま人が増えてないという話だったんですけど、那覇事務所の方では夏場の方とかはシーズンのときは、現状変わらずのスタッフさんで対応されているということですか。僕が伺った話では、その時だけ派遣社員さんですか、スタッフさんを増やしているという話は伺ったんですけど、その点どうなんですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

船の出航時間というのも限られていますので、その時間内に並ばれている方をさばかないといけないというのがございますので、だから特に現状いまそうですけども、特にこれ

が事前決済することで、その出港時間までの間にそれがさばけなくなる状況になるというのが見込まれるということでございます。

○ 2番 国吉英治議員

すみません、僕が質問しているのは、夏場は人が増えているんじゃないですかと。要は決済をするために人を増やしているんじゃないですかという話なんです。まず、そこをお答えいただいてよろしいですか。それとも冬場との変わらずの人員態勢でやっているのか。あんだけ並んでいて、人も増やしていると思うんですけど、そこ増やしてないんですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

いま、増やしているというのは、外国人対応という、言語の対応もでございますけども、夏場の利用者が増えるということでの対応で職員といいますか、外国人対応の職員も増やしている状況でございます。

○ 2番 国吉英治議員

本来、渡嘉敷の方で対応する人数が増えることはないと思うんですけど、渡嘉敷島の切符売り場ですね、那覇ではお客さんが増えるから対応している増やしている、その増えている対応の理由はなんでですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

これはこれまでの状況と観光で来られる方々の状況も違いますので、インバウンドとか、それ以外に急激に人が増えている、観光で来られている方が増えているということもございますので、それらのことを加味して、増やしているということでございます。

○ 2番 国吉英治議員

本来ですね、いま聞いている内容でいうと、人が増えているからお客さんの数が増えているから2名増やしているわけですよ、その2名増やす理由は、切符交換する時間、要は作業ってそれしかないんじゃないですか、お客さんが増えて、お客さんに対応している作業って、それしかまさにないんじゃないですか、そうじゃないですか。お客さんが増えるということは、会計がそのまま増えるわけですよ、なのでそこに費やす時間が増えてきて、そこに人が必要だから2名増えているんじゃないですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

はい、そのとおりでございます。

○ 2番 国吉英治議員

そうであれば、やはりコストかかっているわけですよ、単純に言うと。やはり人件費コストかかっているはずですよ。そのコストはおいくらですか、月。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

人件費のみの高騰をあげて躊躇しているということではございません。様々な対応をしていかなければならないという状況がありますので、先ほど申しましたとおり、どのようにこれらの課題を解消していくのかということも含めて、今後、検証していく必要があると考えております。

○ 2番 国吉英治議員

こちらの意見も本村の航路事業、やはりお金がないないと言われている村政といいますか、財政状況を考えると、やはり利益率はやはりあげた方がいいという思いで、お伝えさせていただいています。あとはお客様の利便性という観点で言わせていただいていますので、ぜひ、前向きに検討していただいて、あと、こちらの方、あまり時間をかけてやる問題ではないと思いますので、早めに対応することがすごい重要ではないかと、魅力がある事業であればというふうにとおもいますので、ぜひ、ご検討の方をお願いします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。滞在型体験農園についてということで、こちら、渡嘉敷に滞在型の農園施設がありますが、3年契約となっており、期間が過ぎると抽選になるとのことで、利用者から継続を希望したとしても、新規応募者と再度抽選式になるとのことで、3年も住んでいて、延長したいというお気持ちがあると、また、お子さんを学校に通わせている人など、そういった人などもいるので、抽選ではなく、もっと違う対応を考えてほしいなと思っているんですが、本村の見解をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘の渡嘉敷村滞在型体験農園、この施設の設置目的については、島で農業を体験してもらい、新規就農者の確保を図るということを目的として設置をしていることから、入居時、最長3年までの更新ができること、あるいは複数の入居希望者がいる場合は平等性を考慮して抽選によることを条件として入居していただいている状況でございます。

○ 2番 国吉英治議員

その状況はわかるんですけど、先ほど質問であげさせていただいたように、住まわれている方で再度住みたい方がいる場合は、また抽選になってしまう、いまおっしゃるように、抽選になってしまう、そこをどうにか考えていただけませんかという話なんですけど、まったくなしということですか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど申しましたとおり、この目的が、島でこの体験農園施設を利用して、最長3年までそこで体験農園をして新規就農に繋げるということが目的でございます。つまりはこの島に住み続けたいと思う方であれば農業等を通して、3年後にはもしかしたらそこから出なければいかんという前提を考えながら、住んでいただくということになるのかと思っております。これは新たに就農したいという方に門戸を開く必要がございますので3年という期限を切っているという状況でございます。議員がおっしゃるのは、たいへんよくわかります。ただこれは通常の公営住宅という位置づけではございませんので、その目的に沿

った活用が必要かと思えます。応募者が他にいなければ、もちろん継続して住むということは可能ということになっております。

○ 2番 国吉英治議員

同じ建物については、その見解はわかりました。やはり3年住んでいて、特にお子さんいる場合ですね、小学校に通われているという場合に、その対応、例えば空いているところちょっと早めだけど獲得されるのか、他のアパートですね、村営アパートとかを優先的に案内してあげるのか、明日、明後日にももちろん分かっているけど、現状、そこに人申し込まれている方は他に空いてないから、そこに申し込まれた可能性も高いですよ、現状でいうと、その点も踏まえて、お考えあるのかどうか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほどから、申しましているとおおり、これは目的があって、その補助事業の目的に沿って整備をしておりますので、その運用方法を曲げるというのはいかなものかと思っております。子どもがいてというお話もありますけど、先程来申しましているとおおり、もし、この3年の間に農業はもう諦めました、子どももいるので団地に入りたいですということであれば、その都度、空いたときに、募集があるときに応募していただくということも必要かと思えます。あるいは、事前にそういう意向を伝えていただくということで、こちらも何らかの対応ができるかということもありますので、期限が来てそのときになって慌てるのではなくて、通常からそういうお話をいただければ対応も可能かと思っております。

○ 2番 国吉英治議員

そうですね、そこが聞きたかった部分になりますので、ここはぜひ、3年過ごされて、また延長されたいということは、本村にとってもうれしいことであると思えますし、何よりもこういう現状が起こっているというところの根底には、住む場所がないという、村長もおっしゃっているように、どんどん進めていかないといけない事業の一つだと思えます。ただ、小さな島なんで、もちろん農業主体でないと入れないというのは分かっているので、例えばいまおっしゃっていただいたような回答を早めに、住民さん、たかだか4棟ぐらいですか、住民さんに確認されるのも一つ手なのかなというふうに思えますので、そういう不安をもって生活されている方が数名いらっしゃるといふに伺ってますので、その点も住民視線で合わせると説明が必要なのかなと思えますので、説明の方もしていただきたいと思えます。以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで2番国吉英治議員の一般質問を終わります。

次に、3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

皆さん、こんにちは。私も一般質問を5つさせていただきたいと思えます。さっそく、始めさせていただきます。

まず、避難道としての美月橋再建について、伺います。午前中の座間味議員の質問の村長の答弁の中でも美月橋の話が出ていたのですが、昨年12月私、質問しまして、前回、9月に座間味議員の方からも質問があったときの村長の答弁では、必要だと思うので検討するという旨の回答だったんですが、先ほどの回答だと、11月5日の県下一斉避難訓練の避難にかかった時間が10分程度だったということで、現在のところそれほど必要性を感じないという回答だったんですが、逆にこの質問を出した理由というのが、自分は、11月5日の避難訓練のときに、前日から村の方では避難訓練がある旨の放送をしていますよね、なので避難訓練のための準備をされていると思うんです。なので10分というのはあくまでも準備をした上での避難だと思うので、避難時間のことを考えて安心だとは思えないので、この質問をあげました。今の意見を聞いて村長の答弁を求めたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

はい、お答えいたします。避難道としての美月橋の再建及び渡嘉敷林道への避難道整備については、先ほど答弁しましたとおり、11月5日に実施をしました令和元年度沖縄県広域渡嘉敷村地震津波避難訓練での渡嘉敷地区、東側河川付近の住宅から指定避難場所である林道渡嘉敷村までの避難時間、これについては約10分ほどということで、想定避難完了時間の20分以内でもあったことなどから、現状においては美月橋を避難道として位置付けて整備をするには、根拠に乏しいと考えております。今後は、嘉手苧地区の農業振興に係る予算での整備が可能かどうか、引き続き検討を行ってまいりたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

再建をしないということではなくて、別の目線からの再建、農業振興のための農業道路としての再建という話なんですけど、そこだと林道をつかった避難道、林道に上がる避難道ですね、その話とは別になってくると思うんですが、今回9班の方ですね、特に美月橋から近いというと9班の方になると思うんですが、そちらには高齢者で一人暮らしの方もいらっしゃいます。そして渡嘉敷川自体が湾曲していて、中ノ橋の方で、やっぱり橋を渡らないと川沿いに移動すると結構な距離まわって時間もかかると思います。先ほども申しましたように実際訓練ではなく、有事が起きたときにスムーズ逃げれるかどうかというのがありますので、やはり林道の方に直接一番近距離で逃げれるような道があった方がいいと思いますし、東日本大震災のときもそうですけど、想定外、これなら大丈夫と思っていたの、想定外が起きたときに問題が起きていると思うんですよ。10分で避難の、20分という時間も出ましたけれども、できるだけ早く避難するにこしたことはないと思うんですが、なので美月橋再建のための農業道路としてだけでなく、避難道、避難するための道という観点も踏まえながらの検討もしていただきたいと思いますと思うんですが、そのへんどうでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

避難道、あるいは午前中の私の答弁の中でも説明は一部しましたが、この公民館の多目

的に施設への建て替え、そこに避難機能も要するとか、様々な角度で考えていく必要があると思っています。ですから、例えば何をする方が有効なのか、例えば橋を架けるとなると数千万、場合によっては億単位のお金が必要となります。それを動かして避難道を整備した方がいいのか、それとも建物を先に取りかかった方がいいのか、様々な判断が迫られるという立場にあります、私としては、今すぐに、そこに避難道を整備することがどうしても必要というふうには私の中では考えておりません。できれば私もあった方がいいとは考えております。ですから農業、これを含めた何しろそこは、嘉手苅地区というのは農地ですので、その利用を含めた観点から、元々あった美月橋、そのものも農林の関係での整備をされた施設ですので、そういった目線で、今後見ていきたいなと、整備を考えていきたいなと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

今の村長の答弁で、村長の方もできればあった方がいいということで、やはり防災に対しての優先順位、何が一番効果的なのかという、予算もかかることですので、あると思います。ただ、こういった防災に対しての対応ですね、もちろん優先順位はあるんですが、これから一番効果的な方法というのを考えながら、この件に関しては自分は納得しましたので、いますぐつくってほしいということではなく、もし可能であれば対応してほしい、できれば早い方がいいんですが、いろいろな対策、例えば公民館を多目的な施設にして、そちらに逃げるにしても、山の方に逃げるにしても、距離的にはそんなに変わらないと思います。だから逃げる方が選択できるようないろいろな選択肢があるような、できるだけ人命が助かるような方法をこれからも考えていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。有害鳥獣対策について伺います。3月議会の答弁におきまして、本年度県主導の対策で、狩猟方法の検討、試験捕獲という話を伺いましたが、今年も残すところあと3ヵ月少し、県の方の進捗状況、わかるのであれば教えてほしいと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員の質問にお答えいたします。指定管理鳥獣捕獲等事業検討委員会、これは沖縄県・渡嘉敷村・座間味村で構成されています。これにおける取り組みの状況ですが、今月18日から県から委託を受けた事業者が村内の加工罾の設置箇所を検討確認するための調査に入り、その結果を踏まえて、年明けに罾の設置作業に入るという予定となっております。

○ 3番 新垣一史議員

有害鳥獣の活動が活発化するのが、これからの時期だということなので、今まで調査するよりも、これからの調査の方がわかりやすいということもあると思います。なので、来年頭からの試験実施というのは効果的だと思います。ただ、時間が短いんですけれども、残り3ヵ月で試験実施して、来年度からの集中捕獲というタイムスケジュールに関しては可能かどうか、村長の見解を伺いたいと思います。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員の質問にお答えします。今年度は残り3ヵ月ということですが、この事業に関しては5カ年計画をもって継続でしていくことをいま検討しています。

○ 3番 新垣一史議員

以前の答弁でありました来年度の集中捕獲だけではなくして、そのまま継続して5カ年計画で続けていくということによろしいですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

ご質問にお答えいたします。県、座間味村、それから渡嘉敷村の三者の委員会の中で、そのような話ができ5カ年計画を策定しております。よって継続して事業は遂行していく予定であります。

○ 3番 新垣一史議員

はい、理解しました。付随する質問になるかと思うんですが、村独自の対策としては、本年度が集中捕獲という話だったんですが、先ほど村長の答弁の中で《衛生係》を設置したことによって一定の効果が得られているという話があったんですが、集中捕獲に関して、以前と比べて例えば罾の数を増やしたとか。活動数が少ないので、捕獲実績というのは難しいかもしれないんですけど、集中捕獲をすることによって、実感できた効果というのがあれば、具体的にあれば教えていただきたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問は営繕係という名目で配置をしていることについてかと思えます。基本的には午前中、仕掛けてある罾、これの巡回をするということにしております。罾はトータル26基でしたかね、ありますので、これらがちゃんと稼働しているのか、これを管理をしていくということをしてしております。実際に、9月の議会でも若干答弁はしておりますが、これから活動が活発になるにつれて、その捕獲の成果が見られるのかという状況かと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

今回の質問に際して、以前の議事録を調べてくるのを、忘れてしまったんですが、申し訳ありません。この26基の罾というのは、以前と比べて増やしたんでしょうか、26基の罾の稼働を確認することによって、捕獲の数を上げるというふうな集中捕獲というかたちでしようか。

○ 座間味秀勝村長

営繕係を配置して、罾を増加させたということではありません。もともとあった罾がうまく稼働していないという現状がありましたので、もともとは有害鳥獣捕獲隊、隊員の方々にそれぞれ割り振っていたんですが、何しろ隊員の方々もそれぞれお仕事をもっているという状況がありまして、なかなかうまく稼働していないという現状がありました。それで営繕係を配置して、これにあたると、鳥獣捕獲にもあたるというふうなことをしており

ますので、数そのものを増やしたのではなくて、有効に稼働するような管理をしているというふうにご理解いただけたらと思います。

○ 3番 新垣一史議員

今まで稼働できなかった分、見落としていた部分も稼働して捕獲実績が増えるような行動をしているということなので安心しました。これからも継続して集中捕獲の方、調査の方、続けてほしいと思います。

関連して次の質問なんですが、3月の一般質問であげた質問の中で家畜飼育施設に関して自分は持ち込みに関してもお話ししたんですが、村条例制定に向けて研究をしていくとの答弁でしたが進捗状況の方はいかがでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

家畜の飼育に関する条例制定ということについてなんですが、家畜伝染病予防法により、家畜の所有者は毎年頭数などを衛生管理状況を県知事に報告するという義務が課せられております。その報告を県から市町村へまた通知が来るということになっております。村においては、家畜の放し飼い取締条例により、家畜の放し飼いを禁止し、農作物の被害防止をする、対策を講じていることから、別に新たな条例等を設けるということは現時点で考えておりません。現状の態勢で対応したいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

今の答弁は3月の答弁と一緒にあったんですが、そのときはプラス村の条例制定に向けて、検討していくという話だったんですが、そのときは意見が変わったということでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員のご質問にお答えいたします。3月議会では私が直接担当ではございませんでしたが、その後、県の中央保健所の方に確認いたしましたところ、県内における市町村間の家畜の移動は特に制限をかける必要はないということで回答いただいておりますので、特に条例制定をする必要はないと考えています。

○ 3番 新垣一史議員

家畜だけに限らず国立公園になっているということもありますし、特定外来生物等の持ち込みとかもありますので、持ち込み、3月の答弁で条例制定に向けて検討するというのすごく前向きな意見だなと思ったんですけど、他所から必要ないと言われたら、こちらは検討しなくてもいいということですかね、それとも先進地区、国立公園ということもありますし、先進地域としてそういうのを先に設けてもいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○ 玉城広喜観光産業課長

議員の質問にお答えいたします。いま家畜、畜産という目線から答弁をいたしましたので、議員がおっしゃるとおり、国立公園の目線からということであれば、今後、環境省とも含

めた協議が必要になってくるかと考えます。

○ 3番 新垣一史議員

これから先、家畜等の持ち込み、県の方に最初に申請するのがルールかもしれませんが、それを促すための条例といったものも検討していただき、または特定外来生物等の持ち込みに関する条例もいま検討するという話だったんですけど、家畜に関してもいまこれだけイノシシで被害が出てますので、そちらについても検討課題としていただきたいと思います、今の検討する必要はないみたいな答弁だと、ちょっと納得ができないんですが、こちらも検討課題として今後考えることはできますか。

○ 座間味秀勝村長

いまこのご質問が、家畜飼育に関してということになっていきますので、このような答弁をしております。外来生物云々という話になると、また話は別ということになります。ちなみにイノシシは家畜ではございません。例えばペットとして持ち込むとかいうことは本来自由にやっている、犬を持ち込むことについても、猫を飼うということについても特段の制限はされていないという現状がございます。これについて例えば特定外来生物という話がありますが、これについては法律でもうすでに規制がされておりますので、これに加えて条例でさらに何らかの措置をする必要があるのかということについては、検討していく必要があるのかなと考えています。

○ 3番 新垣一史議員

特定外来生物に関しては検討していただくということですが、また、同じ話になるんですが、今、犬猫の話も出ましたけれども、やはり国立公園、住民の生活を守るためにも、村独自の先進地域として、他にない条例というののもあっていいのかと思います。それも含めて今後検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質問に移らせていただきます。ガバメント クラウド ファンディングこれは2013年に始まって、2018年から急に耳にするようになって、私も今年に入って聞くようになって興味をもったのですが、現在、村財政確保のためふるさと納税を推進していますが、この制度も同時に利用して、活用してみてもどうかと思います。村の方の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員ご質問のガバメント クラウド ファンディング、いわゆるG C Fといっているようですが、この活用については一定の事業の財源を確保するという点については有効な手段であるというふうに認識をしております。活用にあたっては事前に事業資金の用途を限定し、当該事業が賛同者にとって寄付したいと思わせる魅力的なものであるといったことが重要となってくるかと考えております。事業計画の立案や活用していく中で、目標額に達しなかった場合などの対応も含めて検討する必要があり、今後の活用の際は、今後の研究課題とさせていただきたいと考えています。

○ 3番 新垣一史議員

この制度は、いま村長の方から説明があったような制度なのですが、ガバメント クラウド ファンディングをG C Fと言わせていただきますが、G C Fはふるさと納税とちょっと違うところが、ふるさと納税は現在、返礼品を目的として、使われる方が多いと思いますが、先ほど村長もおっしゃったように、G C Fに関しては事業に対して興味を持った方、その地域に対して興味を持った方、協力したいと思った方が出資するという方式で、その事業のどういった事業を行うのか、その地域の魅力につながる事業の魅力、そういった企画力とかも必要になってくると思います。担当職員であり、また担当課、行政一丸となって、またそのアイデアを村民に広く聞いてみる、やはり出資してもらう方の興味をどれだけひくかということなのですが、そこに難しさはあるかと思うのですが、いま、補助金で運営している事業が多いと思います。それは対応できる補助金がない、村財政も厳しいというなかで、先送りになったりする事業が多くあります。ただこれは企画さえうまくつくって出資者の興味を引くことができれば、先送りになる事業がすぐにできるかもしれない、そういったプラスな部分もありますし、民間の会社とかでは普通にある、職員社員が検討する事業計画とか、そういったものを行政職員が行うために検討する、資金調達から自分で考えることができる、その事業に対しての思い入れといいますか、最終的にどうなるか出資してくれた人たちの満足する事業になったのか、そこまで考える職員のスキルアップ、意識改革にも繋がると思います。スキルアップや意識改革は村長の方も方針の方で述べられていますので、そのプラス面もあると思います。なので、村としてこれからもっと柔軟に対応して進めていっていただきたいと思います。この職員の成長といいますか、その意識改革に繋がるといふ面について村長はどうお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

行政が必要とするお金、予算、これは今のところ議員おっしゃられたように交付金、補助金なるもの、あるいは交付税として国が交付してくる資金、これが主なものとなっております。それに加えて本来であれば税収が、それを支えるということになるかと思いますが、村独自の村税の税収というのは到底その事業を展開するには及ばないような現状もございます。そこを伸ばしていくということも必要な課題だと思っております。そしていま議員おっしゃられたように事業を企画から完了まで完結させるということ、例えば考える。一人でなくても、あるいは班でグループでみたい、そういう取り組みというのは非常に大事なことだと思っておりますので、今後この役場内の組織の改革、これも視野に入れて取り組むというふうに考えておりますので、その中でこういったG C Fのこういったものでも取り組んでいくことができたらというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

先ほど増収の話をするのを忘れていたんですが、やはり税収だけの財源確保厳しい、そしてそれにあたる補助金とかを探す、補助金自体が減ってきている中で、資金確保という面は勿論ですが、今、村長もおっしゃってくれたように意識改革に繋がる事業をどう達成

するかという面に関してもすごくいいと思います。村長の方からも今前向きな答弁が得られましたので、今後検討してぜひ有効に使っていただきたいと思います。

次に4つ目の質問に移ります。中央公民館の建て替えについて伺います。本年度の施政方針に老朽化している中央公民館の建て替えについて検討とありましたが、進捗状況を伺います。

○ 座間味秀勝村長

中央公民館の建て替えについては、今年度内に庁内検討会議を立ち上げ、建て替えに向けての基本的な考え方を整理し、その後住民の意見も取り込みながら計画を策定していきたいというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

庁内検討会議を開いた後に住民にもヒアリングをしていくということなのですが、例えば新造船建設の時とかのような住民も含めた、有識者を含めた委員会的なものを立ち上げて行っていくということですか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど申しましたとおり、庁内である程度の案を作って、これを元にたたき台として住民の方の意見も取り入れてやっていきたいというふうに考えておりますので、先ほどのような有識者といいましょうかね、村の例えば代表者であったり、各地域、団体、あるいはお母さん方の代表であったりとかいうことも含めて検討していきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

今協議会の話聞いたんですが、そもそも今回の件を調べるにあたりまして、村条例の方に、公民館運営審議会というのを設置するというふうにあるんですが、いままでちょっと耳にしたことがなかつたので実際設置されているのかどうか、それがあれば例えば今回の話も、まず庁内の検討会議というのも審議委員会の検討会議が開かれると思うんですが、実際あるのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○ 知念優教育長

お答えいたします。先ほど議員からの質問があったように公民館に館長、主事、書記、その他、必要な職員を渡嘉敷村… ごめんなさい、違いますね。公民館運営審議会第5条法第90条第1項の規定に基づき公民館運営審議会を以下審議会を置く。というふうな条例までは探すことはできるんですが、残念ながら具体的に、そこにその会があるというようなものは見受けられません。

○ 3番 新垣一史議員

条例で「置く」としている場合は、置かなければいけないものだと思います。ただこの条例ですが、社会教育法の第29条第1項に基づいてつくられているということなのですが、この法律自体が改正されて、以前は「置かなければならない」という法から「置くことができる」という法律に改正されています。村条例ができたのはたぶんその前だと思うんで

す。「置かなければならない」というときに作ったものだと思います。なので必要であればそのまま条例どおりに置かなければならないし、もし必要性がそこまでなければ、条例自体をまた改正しないといけないと思うんですが、そちらの方についてはどう思いますか。

○ 知念優教育長

必要なものだというふうに認められるものであれば、今後、設置を検討していかなければいけないものなのかというふうに理解しております。

○ 3番 新垣一史議員

今後検討していかねばならないことというの、条例の中にあるので、早急にどういう対応をするかというのを、まず検討しないといけないと思います。最初の質問の方に戻りますが、やはり老朽化が進んできている公民館、今日議会の前にもぐるっと一周、外の方ですけど見て回ると、中の鉄筋が腐食しているんでしょうね、柱の方に大きな亀裂が入っていたり、先ほど村長からも聞きましたけれども、中の方の天上が剥げたり、かなり危険な状態に近づいてきている、早急な対応が必要だと思います。ただ予算とかが厳しいとかもありますし、複合施設という話も出ていますので、そういった面も踏まえて、できるだけ早期の建て替えて複合施設なら複合施設としての完成、それを目指して今後動いていっていただきたいと、先ほど話した委員会の条例に関しても早急に対応していただきたいと思います。

最後に水道施設について伺います。10月23日に行われました水道広域化施設整備事業の住民説明会に参加させていただいたんですが、そのときに新たな広域化した場合の浄水場の新設、増圧ポンプの建設、また水道料金の本島並にちかづけるという方針を伺って、村の水道問題に期待が持てるなと思って安心したんですが、それと共に今財政難のなか、老朽化も進んでいます。現在ある水道施設、広域化したときに供用開始になるのが令和3年度末ということだったので、あと1年と数カ月、これ上手くいってあと1年と数カ月ですね、なので一夏は超さないといけない、今年、去年と夏場に水関係で断水が起きたりとかいろいろ問題が起きているなか、現在の施設を、それまでどう運用していくか計画対策等があれば伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員ご質問の件につきましては、水道の広域化による供用開始は令和3年度末ですので令和4年の3月つまりあと2カ年と2、3カ月あるということになっております。その開始までの老朽化施設の運用についてということなんですが、ご指摘の第3浄水場は平成17年度供用開始で14年が経過しております。この施設の運用についてはご承知のとおり夏場のシステム障害による断水から基盤を整備し監視システムの改修を行い、現在は適正に稼働をしている状況でございます。水道広域化の供用開始が目前であることから現在の施設を大幅に改修するなどといった計画はしておりませんが、現状を維持管理を行い適切に運用していくということを考えております。

○ 3番 新垣一史議員

この質問を出した理由というのが、村長が今おっしゃられたように広域化に向かっているんで、今ある施設に対してお金をかけて新しくするとか、そういうことがなかなか難しいと思います。ですがやはり夏場に不測の障害が起きたりとか、これまでであったようなことがあると思います。なので、不測の事態なので、それを想定して準備するというのは難しいかもしれませんが、それも考えながら何か起きたときに、すぐ対応できるように、あと残り2年と数カ月で上手くいけばの話なので、もう少し伸びてしまうと3年かかってしまうかも知れません。なので住民や村を訪れる人たちに、この水事情で不便が起きないように今後に対応していただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

次に4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

最後になりましたけど、2、3過去に一般質問として出したことについて、なかなか聞いて貰えない面があって、もう一遍挑戦します。他の人よりもちょっと耳がちょっと遠いから答弁大きめにしてください。まず初めに、これでの一般質問の対応、進捗状況結果について質問します。2019年3月定例会において質問した阿波連ビーチに下るスロープの暗い場所で、ハブに噛まれて診療所に運ばれた観光客のことで質問しましたが、未だに何にもしていないような感じがします。もう一度考えてくる必要があると思いますが、予算ないのならセンサー対応照明を取り付けるのも良いことだと思いますが、どう考えますか。村長お願いします。

○ 座間味秀勝村長

宮平議員のご質問にお答えをいたします。ハブであったかどうかという話は別にしまして、阿波連ビーチに下りるスロープの照明ということなのですが、これについては私も何人かの方といろいろ話をする機会に聞いたところによると、ビーチを照らすような照明は好ましくないというような話もございます。スロープというのは、どの地点まで捉えるかということもあるんですが、星空観察の妨げにならないようにとか、あるいはビーチの自然環境への配慮といった観点、ウミガメなどは明かりを目指して産卵に来るというような話もございます。こうったこともありますので照明の設置というのがいかなものかというご意見も伺っております。しかしながら利用者の安全を確保するという必要がございますので、まずこの島にハブがいるんだということを、まず周知することかが大事かと思っております。それで暗がりでは懐中電灯は今では誰でもが持っている携帯電話、これのライトの機能などもございますので、こういったものを活用していただくようにという周知をしていただくということが必要かというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

これは阿波連ビーチのスロープの所ですね、夏の満月と言いましょうか、1日、15日でまる2週間で暗いときと闇夜と月夜というのがあって、別に月夜するときにはそんなに感じないんですが、闇夜の時って本当に何も見えないんですよ。下りる時に僕ハブを見たわけじゃないんですけど、見たらハブの歯が2本刺さった感じで、診療所まで運んだ例があったんですけどそのときは。暗くてそんなになるんだったら、村としては経費に金をあまりかけたくないと思うんだったら、センサーとか1千円、2千円ぐらいの感じで昼間の太陽熱を利用して夜なったら光るといふ感じのあれもあるし、それ金がかかるからやらないといふそういう感じもちょっと考えてみたらいいと思ったんですけどね。酔っぱらいが転んで鼻をすりむいた例もあったし、やっぱりあそこ明かりが必要だなと僕は思っているんですよ。だから別にしたくないんだったら、それは村の恥だし、そういう感じに考えてくれたらいいなと思ったんですけど、どうですか村長、これ付けない方がいいですか。別に付けない方が良かったら、別に言う必要なかったんですよ、2回目だからあんまり。もう一度答弁お願いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほども申しましたとおり、この島はハブがいる島ということでありまして。照明外灯ということなんですが、集落内の外灯については、次年度に向けていま計画検討をしております。LED化ということなんですが、それと合わせて増設等も考えているんですが、今おっしゃるビーチというのは本来暗がり求めて行くような人たちもいるかと思いません。要するに明るくないからいいんだと、そういう感覚で行く人もおりますし、ビーチ近くの林、草むらと言いましょうかね、そういった所にもハブというのは出没をするものですから、そこで対策をとるといふ話になると、もうきりがなくなるというふうに考えております。基本的に生活の場として通常使う所には外灯は必要と考えておりますが、そこを離れる部分については自己防衛というかたちで取り組んでいただいた方がいいのかなというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

村長がそう言うんですから、キャンプ場の多目的ですか、ステージになった所までは暗くて最近見たらちょっとライトが付いてから、そこまでスムーズにハブの… 禁止だったんですけど、最近ちょっと明るいから良くなったなと思ったけど、そこは明るいのに何で下りるところは暗いなと思って感じたんですけど、村長いないというんですから、今度誰かハブに噛まれたら村長責任持ってくださいね。はい、次もういいです。

次2番目は、2019年6月の定例会に質問したものです。交流の家敷地内にあるヒータテイヤの案内看板について劣化して落下している件ですが、未だに修繕など対応がされていないようですが、どこまで進んでいるのでしょうか。これは6月のときに一般質問出して、それから検討するみたいな感じで答弁されたんですけど、未だに何もなし、プレートが落ちた後の石碑の石のプレートの跡ですか、それがまだあって、見た目があまり良くないと、

それをちゃんと話して青年の家なり県なりお願いして早めにしないと、ヒータティヤーの石碑がみすばらしい。観光客連れて行っても、何じゃこれとみたいな感じがあって、これは早めにしてほしいなと思うんですけど、村長どうでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

議員ご指摘のヒータティヤーの件ですけれども、これが設置者が国立沖縄青少年交流の家でございます。先日確認しましたところ、新しいプレートについても既に作成していると、あと取り付けるのみということですので、近々取り付けがされるものと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

お願いします。きれいなアルミ板でちゃんとしたきれいな物を張ってください。観光客もこれを見て満足すると思います。

次に今回で3度目の質問になります。村有地に建っている元の水族館の件について、日に日に建物の状況がひどくなっています。連帯保証人についてもっと追求する必要があると思われませんが、追求が厳しければ、他の対策も検討する必要があると思われていますが、どう考えていますか。これは松本村長の時から2度、3度ぐらい質問しても、村長も困っている表情でした。何か保証人が言っているけど聞いてくれないとか、どうしていいかわからないとか、村としては村有地を賃貸させたんだから、連帯保証人の2人いますよね、もっと追求する必要があるんじゃないかと思って、別にそこに敷地に何を建てようかという目的もないんだけど、本人も2人いないんでしょう。そうしたらそれをどうしたらいいかということは、もうちょっと早めに、だらだらしなくて考えて壊すなり、どうするかというのはちょっと村の執行部が一度考える必要もあるんじゃないかと思えます。だんだんだんだんトタン葺きが前の家と違いますよね、錆び付いて、お化け屋敷みたいになって、もうこれ7、8年前から一般質問2回、3回とやっているんだけど、やってもくれないし、次、台風来たら完全にトタンが飛んできますよ。そしたら誰か大きな怪我をしたら、あーやっとおけば良かったと言っても、人間はもう、まずいことになりますよ。あと解体して、噂聞いたら、そこを借りてくれないかと言っているんですけど、これは村でどんな考え、そのまま置いておくか、それとも何かどうしようという考えがあったら答弁ください。

○ 座間味秀勝村長

これまでいろいろな角度からと言いましょか、要するに契約上のこと、あと法律上の取り扱い、こういったものについて、いろいろ私も勉強をしてまいりました。まず取り入れる対応としては賃借した既に亡くなられているんですが、その方の相続人、まず相続人にその財産処分、要するに債務も相続されますので、これをまず相続人に対してこれを問うということがまず必要ということでありまして。相続人に対して、これらの対応を求めていくというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

連帯保証人の相続人とか、もう1人、要するにいますとかという2人の連帯保証人が、それを払うのは難しいとか、相続人もまたそれを続けて賃貸料を払っていると聞きました。本人ではもう何かみたいな感じで使いもしないんだから賃貸料を払う必要がないと、そういう感じで考えているし、それは村でどうした方がいいかということは、話し合いとかミーティングとかしてから解決しないと、次第次第にコンクリート打ちではない、トタン葺きだから台風が来たら、またそういう感じを解決する話し合いがあってもいいんじゃないですか。またそれを経費に係るという話も聞いたんですけど、別に経費はうちなんかがやるから別に貸してくれんか、みたいな話も、ちらほら聞こえたもんで、村はそれに対してどういうあれをするかという感じは、ちょっと考えられませんか。

○ 座間味秀勝村長

議員のおっしゃるお話もわかります。聞いてもおります。貸してくれるんだったら自分たちが取り壊しますよという話も伺っておりますが、何しろこれは契約があつての話でございます。そして契約上は返却する際には更地にするということが前提となっております。これを特別な例えば対応というようなかたちで、例えば村がやるというようなことになると、これがひとつの前例ということになってきます。今後こういうことがどんどん発生する可能性もございます。先ほど答弁したとおり、まず法律の定めるところにより相続人に対し、私が言っている相続人というのは連帯保証人ではありません。要するに元々借りた人で、いま亡くなっている方の相続人です。そこに対してこの財産の処分について、要するに借りた土地、あるいはそこに建っている建物、その建物の相続権が発生しておりますので、その処分についてどうするかということをお尋ねしていただくこととさせていただきます。

○ 4番 宮平鉄哉議員

もうそのことは村長の答弁については考えるんですけど、当事者がいないんだから残っている奥さんでも、それは頭痛いと思いますよ、使いもできないのに金払わんといかんのかと、それを話し合いで解決できると思いますよ、まず話し合いをしてください。そして自然と仲良くなるし、どうにかなりましたよというよな感じで、村と当事者との信頼だから、それを解決できると思いますよ。ちゃんとそれをやってからそれからいい話をしてください。はい以上、終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、同意第3号、渡嘉敷村監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

同意第3号

渡嘉敷村監査委員の選任について

下記の者を渡嘉敷村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によって議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷270番地

氏 名 新垣英光

生年月日 昭和25年11月27日

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

渡嘉敷村監査委員1人が欠員となっており、その後任を任命するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これから同意第3号、渡嘉敷村監査委員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 新垣一史議員

質問させていただきます。提案理由についてはわかるんですが、こういった人事案件を同意を求める場合に人選の理由というのも必要だと自分は思うんですが、今後そういった人事案件の場合に、そういうふうに入選理由を付けていただきたいというお願いと、人選理由がいま述べられるのであれば、お伺いしたいと思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 座間味秀勝村長

選任している私の同意を求めている新垣英光氏については、過去にその経験がございます。監査委員として活躍をしていただいたこともございまして、本人もやる気も十分ということでございますので同意を求めています。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第3号、渡嘉敷村監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立3名)

はい、よろしいです。

ただいまの結果、賛成3名、反対3名、同数とみなします。

従いまして、議長が評決に加わります。

賛成4名、反対3名、賛成多数によって原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第40号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第40号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国の職員の給与改定を考慮し、職員の給与を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません。こちらの方、テレビ等でも給与体制が変わってくるということで上がっているんですけど、提案理由はこちら載っているんですけど、必ずこれ変更しないといけないんですか。僕が聞いている話では違ったので。

○ 金城満総務課長

お答えいたします。必ず改定をなさいというわけではございません。ただ、国の勧告、沖縄県の人事委員会、県の勧告がございますので、そこを考慮した上で市町村として改正をどうするかという中から、今回は月例給与のみの改正で提案をさせていただいております。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、ここで気になったのがですね、村政けっこう厳しいという状態で、確認したところというと、若干若手の方々の給料が上がるという話だったんですが、逆にいままで雇用態勢が、バイトの方がお給料が高かったという人も、話でちらほら聞いたのと、先

ほども話しあがっていましたが、草刈り、そういった要件で草刈りの要件とかを委託するような流れになっているのであれば、やはりそういった面は本当に考慮されたのかなという疑問がわいているんですけど、その点は特に問題がないということによろしいですか。お給料が下がるという方もいたと思うんですけど、時間の問題なのかよくわからないんですけど。

○ 金城満総務課長

今回の改正は月例金の引き上げですので給料が下がるということはありません。それはご理解いただきたいと思います。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました

日程第8、議案第41号、渡嘉敷村会計年度新任職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第41号、渡嘉敷村会計年度新任職員の給与及び費用弁償に関する条例について。

渡嘉敷村会計年度新任職員の給与及び費用弁償に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

令和2年4月より任用となる会計年度任用職員について、地方自治法第203条の2及び第204条の規定により給与及び費用弁償の額及び支給方法を定めなければならないため新たに条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提案する理由である。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第42号、渡嘉敷村職員の勤務時間に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第42号、渡嘉敷村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について。

渡嘉敷村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

渡嘉敷村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例については以下のとおりでございます。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

国家公務員の超過勤務命令の上限の設定にかかる人事院規則の改正に準じるため職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第43号、令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第43号

令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について

令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第

96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第3号）

令和元年度渡嘉敷村の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9千586万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億428万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は「第2表地方債補正」による。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第43号についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第44号、令和元年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第44号、令和元年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）について。

令和元年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6千407万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1千137万1千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

歳出の方で伺います。燃料潤滑油費の方で420万があがっていますが、これは高速船がなかったときのフェリー増便分の燃料費と考えてよろしいでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

そのとおりでございます。

○ 3番 新垣一史議員

であれば1便目、海上時化のため1便目のみの運行など、欠航も多かったのもので、この金額よりはもう少し安くなるという予想は立ちますでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

そのとおりですね、欠航した分は実績から下がってくると思われれます。

○ 玉城保弘議長

他に質疑ありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

そのまま歳出の分なんですけど、今回積立金で1億5千805万7千円増えているんですけど、これどこからきた感じですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

高速船の代船の収入を代船造船基金に積み立てるということで調整でやっていますけれどもその流れでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

高速船だろうとは思っていたんですけど、ありがとうございます。これ元々ある状態ということですか。急ぎょ入ってきているんですけど、積み立て、お金が元々ある状態ですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

当初予算では費目はございませんでしたけれども、売船によって費目を追加してここで積み立てるということになっております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 6番 當山晴彦議員

国吉議員の質問と同じで、1款2項5目の店費の部分ですね、いま内容は伺ったんですが、財調への積み立てということですけど、航路事業は基金作りませんでしたっけ。何時かちょっと忘れちゃったけど、あそこには積み立てはしないんですか、あそこに積み立てられるのかなと思ったんですけど、これは財調に積み立てた理由というのは伺えられたら。

○ 我喜屋元作船舶課長

船舶整備基金もございしますが、すぐにそういう建造の見込みがございませんので、財政調整基金に積み立てるということで、今後も船舶運営に関して、一般会計からの補助金といたしますか繰入を考慮すると、ここに積み立てて資金繰りに回した方がいいという判断で財政調整基金に積み立てております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第45号、令和元年度渡嘉敷村国民健康保険《事業》特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第45号、令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。

令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億787万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第45号についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第46号、令和元年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第46号、令和元年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。

令和元年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和元年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第46号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第47号、令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第47号、令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和元年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千30万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第47号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第48号、令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第48号、令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月11日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和元年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千451万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第3号、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 5番 座間味満議員

発議第3号

渡嘉敷村議会議長 玉城 保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 座間味 満

賛成者 渡嘉敷村議会議員 新垣 一史

琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建などを求める意見書

上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

令和元年(2019)12月11日提出

琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の早期再建などを求める意見書

去る10月31日午前2時35分ごろ、「那覇市」首里当蔵町にある首里城で火災が発生し、御庭(うなー)を囲む正殿、北殿、南殿の主要建造物と書院・鎖之間(さすのま)、黄金御殿(くがにうどうん)、二階御殿(にーけーうどうん)、奉神門の7棟、あわせて約4800平方メートルと琉球王国の多数の美術工芸品が焼失し、県民に深い悲しみと強い衝撃を与えている。

沖縄は、あの苛烈な沖縄戦によって、20万人余の尊い命が奪われるとともに、国宝文化財22件すべてを失い、琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城をはじめ、先人から引き継いできた歴史的な重要文化遺産が焼失・破壊された。

そこで、国は、戦災文化遺産である首里城の復元を求める県民の運動に応じて、1992年、沖縄の日本復帰20周年を記念し、琉球王国の歴史と文化の象徴である首里城の正殿、北殿、南殿などを復元し、国営沖縄記念公園・首里城地区『首里城公園』として一部を開園、その後も順次整備を行い、本年2月の御内原(おうちばら)の完成で全エリアを公開した。

沖縄県民は、琉球王国の文化遺産の復元と伝統文化の保存継承には強い思い入れがあり、復元された首里城は、沖縄のアイデンティティの形成や文化の発展、万国津梁としてアジアを結ぶ貿易と平和交流の架け橋を願うウチナーンチュの心のよりどころとなっている。

2000年12月には、「那覇市」にある首里城跡、園比屋武御嶽石門(そのひやんうたきいしもん)、玉陵(たまうどうん)、識名園をはじめ、今帰仁城跡、勝連城跡、座喜味城跡、中城城跡、斎場御嶽(せーふあうたき)の県内9カ所の文化遺産が中国と日本の築城文化を融合した独特の建築様式や石組み技術、文化的景観等には高い文化的・歴史的価値があるとされ、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として日本で11番目の世界遺産に登録されている。

世界に誇る琉球王国の貴重な歴史的文化遺産を回復する目的で復元された首里城は、新たな県民文化の創出と伝統技術の継承・発展を図り、歴史的風土探訪の場として、年間約280万人の観光客を集めるなどの大きな役割も担っている。

しかし、今回の火災によって、その新たな役割とともに沖縄のアイデンティティ、文化、観光、経済の発展、文化遺産の復元保存などにも重大な影響を及ぼす事態となっている。

よって、本村議会は、村民と県民が切望する琉球王国の歴史と文化を象徴する首里城の

早期再建などを実現するよう下記の事項を強く要請する。

記

- 1 首里城火災の影響を最小限に抑える各種の対策と取り組みを行政と民間が一体となって早急に進めること。
- 2 首里城の早期再建をめざし、国と県、関連機関が連携して日本復帰50周年を迎える2022年までに防火・防災に強い再建基本方針、基本計画等を策定すること。
- 3 一刻も早い首里城の再建の実現に向けて特別な財政措置を実施し、首里城と一体であった中城御殿(なかぐすくうどうん)、御茶屋御殿(うちややうどうん)も含めた琉球王国の歴史的文化遺産の再生と計画的再建を総合的に推進すること。
- 4 村民・県民の皆様をはじめ、首里城の再建を願う多くの皆様の力と英知を結集して心ひとつに取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年(2019年)12月11日 沖縄県島尻郡渡嘉敷村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 国土交通大臣

文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄県知事

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 座間味満議員

訂正する箇所があります。まず最初に、去る10月31日午前2時35分頃、「本市」となっていますが、これを「那覇市」に訂正をお願いします。そして下の方、真ん中方面に、2000年12月の後に「本市」となっておりますが、これも「那覇市」に訂正をお願いします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第3号については採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第4号、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書について手を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 6番 當山清彦議員

発議第4号

渡嘉敷村議会議長 玉城 保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議員 宮平鉄哉

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書
上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たい
ので提出します。

令和元年(2019) 12月11日提出

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

本村は、介護保険制度が創設された平成12年4月以来、高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取組み着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する29市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正(平成30年1月18日厚生労働省令改正、平成30年4月1日施行)において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置期間として令和3年3月31日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者が、主任介護支援専門員研修(70時間)を受けることとなっているが、経過措置期間が3年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)まで延長すること。
2. 介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年(2019)12月11日 沖縄県島尻郡渡嘉敷村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
沖縄及び北方対策担当大臣。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第4号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により令和元年渡嘉敷村議会第4回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時5分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号6番）